

## 目 次

## 津市規則

津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

## 津市訓令

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令

## 津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

市道路線の区域変更

国民健康保険被保険者証の無効

平成31年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

放置自転車等の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

市道路線の供用開始

公示送達

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

## 津市公告

津都市計画地区計画の案となるべき事項の縦覧

津市農業振興地域整備計画の変更

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

平成31年2月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に係る工事の完了

三重短期大学専任教員の募集

## 津市上下水道事業告示

中勢沿岸流域下水道（椋本処理区）流域関連津市公共下水道計画の変更の案の縦覧

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道計画の変更の案の縦覧

下水道区域の供用開始

## 津市教育委員会規則

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

三重県知事選挙における不在者投票用紙等の交付場所

三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における不在者投票の時間

三重県知事選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所

三重県議会選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市榊原財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所

津市榊原財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

津市榊原財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時

津市榊原財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録

雲出井土地改良区総代会総代選挙における当選人

雲出井土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

津市榊原財産区議会議員選挙の選挙期日

津市榊原財産区議会議員選挙における投票所の決定

津市榊原財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市榊原財産区議会議員選挙における開票事務と選挙会事務の合同

津市榊原財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時

津市榊原財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

津市榊原財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市榊原財産区議会議員選挙における期日前投票所の決定

津市榊原財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市榊原財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成31年3月1日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第3号

津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則  
第147号）の一部を次のように改正する。

第5条中「簡易宿泊施設使用（使用許可）申請書」を「簡易宿泊施設使用  
（使用変更）許可申請書」に改める。

第11条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第12条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9  
号を削り、第10号を第8号とする。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式中「（あて先）美し郷霧山指定管理者」を「（宛先）津市美し郷  
霧山指定管理者」に改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第6号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

津市長

津市規則第 4 号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成 1 8 年津市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 号様式その 3 中

|              |  |
|--------------|--|
| 氏 名<br>(名 称) |  |
| 住 所<br>(所在地) |  |

を

|              |  |
|--------------|--|
| 氏 名<br>(名 称) |  |
|--------------|--|

に改める。

第 5 2 号様式中

|                          |      |   |   |   |      |   |   |   |
|--------------------------|------|---|---|---|------|---|---|---|
| 課税標準となる法人税額 ①            |      |   |   | 円 |      |   |   | 円 |
| 分割基準 ②                   |      | 人 | 人 |   |      | 人 | 人 |   |
| 分割法人における課税標準となる法人税額①×② ③ |      |   |   | 円 |      |   |   | 円 |
| 税率 ④                     | ／100 |   |   |   | ／100 |   |   |   |
| 税額 ①×④又は③×④ ⑤            |      |   |   | 円 |      |   |   | 円 |
| 市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑥       |      |   |   | 円 |      |   |   | 円 |
| 外国の法人税等の額の控除額 ⑦          |      |   |   | 円 |      |   |   | 円 |
| 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑧      |      |   |   | 円 |      |   |   | 円 |

|                                      |                          |                      |  |  |   |          |  |   |   |   |  |  |  |   |
|--------------------------------------|--------------------------|----------------------|--|--|---|----------|--|---|---|---|--|--|--|---|
| 差引法人税割額<br>⑤－⑥－⑦－⑧ ⑨                 |                          |                      |  |  | 円 |          |  |   | 円 |   |  |  |  |   |
| 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑩                |                          |                      |  |  | 円 |          |  |   | 円 |   |  |  |  |   |
| 法人税割額<br>⑨－⑩ ⑪                       |                          |                      |  |  | 円 |          |  |   | 円 | ⑫ |  |  |  | 円 |
| 均等割額                                 | 算定期間中において<br>事務所等を有してい ⑬ | 月                    |  |  |   | 月        |  |   |   |   |  |  |  |   |
|                                      | た月数                      |                      |  |  |   |          |  |   |   |   |  |  |  |   |
| 均等割額                                 | ⑭                        |                      |  |  | 円 |          |  |   | 円 | ⑮ |  |  |  | 円 |
| 納付すべき市民税額又は減額すべき市民税額⑫＋⑮ ⑯<br>(一印は減額) |                          | 円                    |  |  |   | 納期限      |  |   |   |   |  |  |  |   |
| 不足税額に対する延滞金                          | 計算期間<br>( ~ )<br>日 ⑰     | 控除期間<br>( ~ )<br>日 ⑱ |  |  |   | ⑰－⑱<br>日 |  | 円 |   |   |  |  |  |   |

を

|                                              |                          |      |  |  |   |      |  |  |   |   |  |  |  |   |
|----------------------------------------------|--------------------------|------|--|--|---|------|--|--|---|---|--|--|--|---|
| 課税標準となる法人税額 ①                                |                          |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 |   |  |  |  |   |
| 分割基準 ②                                       |                          | 人 人  |  |  |   | 人 人  |  |  |   |   |  |  |  |   |
|                                              |                          | ／    |  |  |   | ／    |  |  |   |   |  |  |  |   |
| 分割法人における課税標準となる法人税額①×② ③                     |                          |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 |   |  |  |  |   |
| 税率 ④                                         |                          | ／100 |  |  |   | ／100 |  |  |   |   |  |  |  |   |
| 税額<br>①×④又は③×④ ⑤                             |                          |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 |   |  |  |  |   |
| 市町村民税の特定寄附金<br>税額控除額 ⑥                       |                          |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 |   |  |  |  |   |
| 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑦ |                          |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 |   |  |  |  |   |
| 外国の法人税等の額の控除額 ⑧                              |                          |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 |   |  |  |  |   |
| 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑨                          |                          |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 |   |  |  |  |   |
| 差引法人税割額<br>⑤－⑥－⑦－⑧－⑨ ⑩                       |                          |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 |   |  |  |  |   |
| 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑪                        |                          |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 |   |  |  |  |   |
| 法人税割額<br>⑩－⑪ ⑫                               |                          |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 | ⑬ |  |  |  | 円 |
| 均等割額                                         | 算定期間中において<br>事務所等を有してい ⑭ | 月    |  |  |   | 月    |  |  |   |   |  |  |  |   |
|                                              | た月数                      |      |  |  |   |      |  |  |   |   |  |  |  |   |
| 均等割額                                         | ⑮                        |      |  |  | 円 |      |  |  | 円 | ⑯ |  |  |  | 円 |

|                                      |                              |   |                              |     |          |
|--------------------------------------|------------------------------|---|------------------------------|-----|----------|
| 納付すべき市民税額又は減額すべき市民税額⑬＋⑯ ⑰<br>(一印は減額) |                              | 円 |                              | 納期限 |          |
| 不足税額に対する延滞金                          | 計算期間<br>(      ～      )<br>日 | ⑱ | 控除期間<br>(      ～      )<br>日 | ⑲   | ⑱－⑲<br>日 |
|                                      |                              |   |                              | 円   |          |

に改める。

第 6 4 号様式その 1 （表） 中

|       |  |
|-------|--|
| 住所・氏名 |  |
|-------|--|

様

を

|    |  |
|----|--|
| 氏名 |  |
|----|--|

様

に改める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市規則第 5 号

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成 18 年津市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「と具体的に」を「のように具体的に」に、「車検証のとおり記載すること」を「自動車検査証、登録識別情報等通知書その他自動車の同一性が確認できる書類（以下「自動車検査証等」という。）のとおり記載してください」に、「自動車損害賠償責任保険証明書は、必ず添付してください。」

「自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険（共済）証明書は、必ず原本を

なお、自動車検査証等の原本をやむを得ず提示できない場合は、自動車検を提示してください。

査証等の写し及び車台番号の拓本（写し可）を提示してください。」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 津市訓令第 1 号

庁中一般

出先機関

津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令

津市臨時職員取扱規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 項中「第 6 号」を「第 7 号」に、「第 7 号から第 1 7 号まで」を「第 8 号から第 1 8 号まで」に改め、同項中第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 2 号から第 1 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第 1 1 号中「第 1 3 号」を「第 1 4 号」に改め、同号を同項第 1 2 号とし、同項中第 1 0 号を第 1 1 号とし、同項第 9 号中「第 1 1 号ア」を「第 1 2 号ア」に改め、同号を同項第 1 0 号とし、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 臨時職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 市長が定める期間内における 8 日の範囲内の期間

### 附 則

この訓令は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 28 年津市告示第 105 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗真中山町自治会

三重県津市栗真中山町 430 番地 2

代表者 小柴 正孝

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 変更前 | 増田 耕治<br>三重県津市栗真中山町 405 番地   |
| 変更後 | 小柴 正孝<br>三重県津市栗真中山町 361 番地 2 |

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 1 月 27 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 29 号

下記の者の市民税県税督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 31 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所   | 送達を受けるべき者            | 送達を受けるべき文書                             |
|----------------|----------------------|----------------------------------------|
| 〇〇〇〇           | 〇〇 〇〇                | 平成 30 年度市民税県<br>税督促状第 3 期から<br>第 4 期まで |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇〇 〇〇〇 〇<br>〇 〇〇〇〇 | 平成 30 年度市民税県<br>税督促状第 2 期から<br>第 4 期まで |

注意：地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 3 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

路線名 3 2 1 5 津公園団地第 6 号線

道路の区域

| 区域                                                           | 新旧の別 | 幅員<br>(m)    | 延長<br>(m) |
|--------------------------------------------------------------|------|--------------|-----------|
| 津市観音寺町字北谷 6 0 4 番 3 1 3 地先から<br>津市観音寺町字北谷 6 0 4 番 3 1 3 地先まで | 旧    | 9.2～<br>10.2 | 18.5      |
| 津市観音寺町字北谷 6 0 4 番 3 1 3 地先から<br>津市観音寺町字北谷 6 0 4 番 3 1 3 地先まで | 新    | 15.5         | 18.5      |

路線名 5 3 6 5 神戸緑が丘第 2 号線

道路の区域

| 区域                                                 | 新旧の別 | 幅員<br>(m) | 延長<br>(m) |
|----------------------------------------------------|------|-----------|-----------|
| 津市緑が丘二丁目 4 番地の 5 7 地先から<br>津市緑が丘二丁目 4 番地の 5 7 地先から | 新    | 9.5       | 92.8      |

津市告示第 3 1 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 3 1 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

| 記号番号          | 交付年月日              | 無効となった日            |
|---------------|--------------------|--------------------|
| 2 1 5 9 2 2 1 | 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 | 平成 3 1 年 2 月 1 8 日 |
| 8 1 5 0 4 7 9 | 平成 3 0 年 1 0 月 1 日 | 平成 3 1 年 2 月 1 5 日 |

## 津市告示第 3 2 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 1 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 縦覧場所

| 縦覧場所                     | 縦覧できる地域 |
|--------------------------|---------|
| 政策財務部資産税課<br>政策財務部資産税課分室 | 津市全域    |
| 河芸総合支所市民福祉課              | 河芸地域    |
| 芸濃総合支所市民福祉課              | 芸濃地域    |
| 美里総合支所市民福祉課              | 美里地域    |
| 安濃総合支所市民福祉課              | 安濃地域    |
| 香良洲総合支所市民福祉課             | 香良洲地域   |
| 一志総合支所市民福祉課              | 一志地域    |
| 白山総合支所市民福祉課              | 白山地域    |
| 美杉総合支所市民福祉課              | 美杉地域    |

### 2 縦覧期間

2 0 1 9 年（平成 3 1 年）4 月 1 日から 2 0 1 9 年 5 月 3 1 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

津市告示第 3 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している  
自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

| 放置されていた場所        | 台数  | 撤去した年月日            |
|------------------|-----|--------------------|
| 大谷町地内            | 1   | 平成 3 1 年 2 月 1 日   |
| 久居新町地内           | 1   | 平成 3 1 年 2 月 1 日   |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 1   | 平成 3 1 年 2 月 7 日   |
| 久居野村町地内          | 1   | 平成 3 1 年 2 月 7 日   |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 2   | 平成 3 1 年 2 月 8 日   |
| 津新町駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1   | 平成 3 1 年 2 月 8 日   |
| 高茶屋六丁目地内         | 1   | 平成 3 1 年 2 月 1 2 日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 1   | 平成 3 1 年 2 月 1 5 日 |
| 津駅周辺自転車等放置禁止区域   | 1   | 平成 3 1 年 2 月 1 8 日 |
| 津新町駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1   | 平成 3 1 年 2 月 1 9 日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1   | 平成 3 1 年 2 月 2 1 日 |
| 川方町地内            | 1   | 平成 3 1 年 2 月 2 1 日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1   | 平成 3 1 年 2 月 2 2 日 |
| 江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域 | 1   | 平成 3 1 年 2 月 2 5 日 |
| 高茶屋駅南公共自転車等駐車場   | 7   | 平成 3 1 年 2 月 2 6 日 |
| 南が丘駅西公共自転車等駐車場   | 4   | 平成 3 1 年 2 月 2 6 日 |
| 南が丘駅東公共自転車等駐車場   | 1 3 | 平成 3 1 年 2 月 2 6 日 |
| 豊津上野駅前公共自転車等駐車場  | 8   | 平成 3 1 年 2 月 2 6 日 |
| 白塚駅前公共自転車等駐車場    | 1 8 | 平成 3 1 年 2 月 2 6 日 |
| 阿漕駅前公共自転車等駐車場    | 1 9 | 平成 3 1 年 2 月 2 6 日 |
| フェニックス通公共自転車等駐車場 | 8   | 平成 3 1 年 2 月 2 6 日 |
| 南が丘駅東公共自転車等駐車場   | 2   | 平成 3 1 年 2 月 2 7 日 |

|                |   |             |
|----------------|---|-------------|
| 高茶屋駅南公共自転車等駐車場 | 1 | 平成31年 2月27日 |
|----------------|---|-------------|

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

## 津市告示第 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃 1 4 2 7 番地 2

代表者 後久 行輝

### 2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 変更前 | 後久 行輝<br>三重県津市安濃町安濃 1 3 0 1 番地  |
| 変更後 | 小林 喜久治<br>三重県津市安濃町安濃 1 6 1 1 番地 |

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 2 月 2 4 日の定期総会において選任され、同年 3 月 5 日から就任することになったため。

津市告示第 3 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 1 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

| 整理番号    | 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                                          | 供用開始<br>年月日           |
|---------|-------|--------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1 1 3 5 | 新町野口線 | 津市久居新町 9 0 5 番 5 地先<br>から<br>津市久居新町 9 4 3 番 2 地先<br>まで | 平成 3 1 年<br>3 月 2 8 日 |

下記の者の平成２９年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条により準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

平成31年3月13日

記

| 送達を受けるべき者の住所       | 送達を受けるべき者       |
|--------------------|-----------------|
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    | 〇〇〇〇            |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇        | 〇〇〇〇〇〇〇         |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇        | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇        | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇         | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇       | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇      | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇      | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    | 〇〇〇〇            |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇     | 〇〇〇〇〇〇〇         |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇       | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   | 〇〇〇〇〇           |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇      | 〇〇〇〇〇           |





|                                 |                                   |
|---------------------------------|-----------------------------------|
| ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○<br>○○○○○○○ | ○○○○○                             |
| ○○○○○○○○○○○○○○○                 | ○○○○○                             |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○○               | ○○○○○○○                           |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○○               | ○○○○○                             |
| ○○○○○○○○○○○○○○○                 | ○○○○○                             |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○○               | ○○○○○                             |
| ○○○○○○○○○○○○○○○○○               | ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○<br>○○○○○○○○○ |

下記の者の平成30年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

平成31年3月13日

記

| 送達を受けるべき者の住所         | 送達を受けるべき者               |
|----------------------|-------------------------|
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇 〇〇                   |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    | 〇〇 〇                    |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇         | 〇〇 〇〇〇〇                 |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇          | 〇〇 〇〇                   |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇        | 〇〇 〇〇                   |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇        | 〇〇 〇                    |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇        | 〇 〇〇                    |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇        | 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇 〇<br>〇〇〇 |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇         | 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇            |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇         | 〇〇 〇〇                   |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇         | 〇〇 〇〇〇〇                 |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇         | 〇〇 〇〇                   |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇        | 〇〇 〇                    |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇         | 〇〇 〇〇                   |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇          | 〇〇 〇〇                   |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇       | 〇〇 〇〇                   |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇        | 〇〇 〇〇                   |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇         | 〇〇 〇                    |







## 津市告示第 3 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年津市告示第 2 2 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 届出者

納所町自治会

三重県津市納所町 8 6 2 番地

代表者 川北 信明

### 2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 変更前 | 小林 正作<br>三重県津市納所町 9 3 1 番地 |
| 変更後 | 川北 信明<br>三重県津市納所町 9 2 6 番地 |

### 3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 1 年 3 月 3 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 3 9 号

下記の者の平成 3 0 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 3 1 年 3 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

| 送達を受けるべき者の住所                     | 送達を受けるべき者        |
|----------------------------------|------------------|
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇                  | 〇〇 〇〇            |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇               | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇<br>〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 〇〇 〇〇            |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇                  | 〇〇 〇〇            |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇<br>〇〇〇〇〇〇〇〇   | 〇〇 〇〇            |
| 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇<br>〇〇〇〇〇〇〇〇〇   | 〇〇 〇〇            |

## 津市公告第 26 号

地区計画等の案を作成するため、津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 18 年津市条例第 205 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」といいます。）を平成 31 年 3 月 1 日から同月 15 日まで縦覧に供します。

なお、同条例第 3 条の規定により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 2 項に規定する者は、平成 31 年 3 月 1 日から同月 22 日までに、津市長に意見書を提出することができます。

平成 31 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 地区計画等の原案の種類、名称、位置及び区域

- (1) 種類 地区計画
- (2) 名称 南が丘四丁目地区地区計画
- (3) 位置 津市南が丘四丁目地内
- (4) 区域 都市計画の図書において表示する。

### 2 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市公告第 2 7 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 3 1 年 3 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

| 土 地 の 所 在  |    |        | 地 積<br>(㎡) | 変更面積<br>(㎡) | 用 途 区 分 |             |
|------------|----|--------|------------|-------------|---------|-------------|
| 大 字        | 字  | 地 番    |            |             | 変更前     | 変更後         |
| 白山町<br>二本木 | 柏原 | 4767番1 | 2,388      | 190         | 農地      | 農業用施設<br>用地 |

## 津市公告第 28 号

津市美里町五百野及び美里町足坂の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 31 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 地図及び簿冊の名称

五百野地区の地籍図及び地籍簿案

### 2 閲覧期間

平成 31 年 3 月 7 日から同月 27 日までの 20 日間

上記期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、同月 24 日については、美里総合支所にて行います。その他の期間は、津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

### 3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

### 4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室又は美里総合支所

### 5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 29 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 31 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 30 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 31 年 3 月 11 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
平成 31 年 3 月 7 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市久居明神町字風早 2715 番 1、2716 番 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
四日市市平尾町 60 番地 3  
住まいるパートナー合同会社  
代表社員 橋本 麻衣

津市公告第 3 1 号

三重短期大学の教員を次のとおり募集します。

平成 3 1 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 採用職  
教授、准教授又は講師
- 2 専門分野  
経営学
- 3 担当科目  
経営学及び、人的資源管理論、経営管理論、経営財務論のうち担当可能なもの
- 4 採用人員  
1 名
- 5 応募資格  
大学院修士課程（博士課程前期）修了又はそれと同等以上の研究上の業績を有すること。
- 6 採用時期  
2 0 1 9 年 1 0 月 1 日（予定）
- 7 給与  
津市職員の給与に関する条例等の定めるところによります。
- 8 定年  
6 5 歳（三重短期大学教員の定年に関する規程の定めるところによります。）
- 9 公募締切  
2 0 1 9 年 6 月 2 4 日（月）（午後 5 時までに必着を要件とします。）
- 10 面接日  
2 0 1 9 年 8 月 4 日（日）（面接者には 2 0 1 9 年 7 月 1 8 日（木）又は同月 1 9 日（金）に電話で連絡します。交通費は支給しません。）
- 11 提出書類
  - (1) 応募書類一覧表
  - (2) 履歴書（写真を貼付し、連絡先を明記してください。）
  - (3) 最終学歴を証明する書類（学位記の写し可）

(4) 教育研究業績書

(教育業績書には、経営学 30 回分のシラバスを付してください。)

(研究業績のうち主要なもの 3 点に○印を付してください。)

(5) 主要業績 3 点の現物又はその写し (3 点のみ同封してください。)

(6) 主要業績 3 点についての概要 (日本語で各 800 字程度)

＊(4)の教育研究業績書は指定の様式を使用してください。なお、本学ホームページ (<https://www.tsu-cc.ac.jp/members/members-recruit/>) よりダウンロード可能です。

12 選考方法

本学教授会において審議のうえ決定します。

13 その他

採用後は津市又はその周辺等に居住することを要件とします。

14 書類提出先

〒514-0112 三重県津市一身田中野157番地

三重短期大学学長宛

(封筒の表に、「経営学教員応募書類在中」と朱書きしてください。)

15 問い合わせ先

三重短期大学 大学総務課総務担当

電 話 059-232-2341 (代)

F A X 059-232-9647

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

(ただし、問い合わせは原則として F A X 又は E-mail とします。)

## 津市上下水道事業告示第 8 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により、津市単独公共下水道事業計画（棕本処理区）を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成 31 年 3 月 11 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

- 1 下水道事業の種類及び名称  
中勢沿岸流域下水道（棕本処理区）流域関連津市公共下水道
- 2 内容  
予定排水区域の新規追加ほか
- 3 事業の期間  
2001 年（平成 13 年）10 月 5 日から 2024 年 3 月 31 日まで
- 4 縦覧場所  
津市殿村 5 番地  
津市下水道局下水道建設課
- 5 縦覧期間  
平成 31 年 3 月 11 日から同月 25 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 縦覧時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 津市上下水道事業告示第 9 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成 31 年 3 月 11 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

- 1 下水道事業の種類及び名称  
中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道
- 2 内容  
雨水排水区の変更（統廃合）ほか
- 3 事業の期間  
1974 年（昭和 49 年）3 月 26 日から 2023 年 3 月 31 日まで
- 4 縦覧場所  
津市殿村 5 番地  
津市下水道局下水道建設課
- 5 縦覧期間  
平成 31 年 3 月 11 日から同月 25 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 6 縦覧時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 津市上下水道事業告示第10号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

### 1 供用及び処理を開始する年月日

平成31年3月31日

### 2 下水を排除及び処理する区域

#### (1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

白塚町の一部、一身田町の一部、羽所町の一部、上浜町一丁目の一部、栄町三丁目の一部、河辺町の一部、河芸町一色の一部、河芸町影重の一部、河芸町中別保の一部、河芸町上野の一部、河芸町千里ヶ丘の一部、河芸町西千里の一部及び安濃町曾根の一部

#### (2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

高茶屋小森町の一部、高茶屋小森上野町の一部、高茶屋一丁目の一部、高茶屋二丁目の一部、雲出本郷町の一部、垂水の一部、藤方の一部、柳山津興の一部、上弁財町の一部、半田の一部、大園町の一部、久居相川町の一部、久居野村町の一部、久居小野辺町の一部、久居井戸山町の一部、久居元町の一部、戸木町の一部、新家町の一部及び木造町の一部

#### (3) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町高野の一部、一志町田尻の一部、一志町片野の一部、白山町川口の一部及び白山町二本木の一部

#### (4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

芸濃町棕本の一部

### 3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

### 4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別 分流式

### 5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

#### (1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

津市白塚町1592番地

志登茂川浄化センター

- (2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町 5 2 番地 5

雲出川左岸浄化センター

- (3) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町 3 9 2 2 番地

松阪浄化センター

- (4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

津市芸濃町棕本 2 5 7 6 番地

津市棕本浄化センター

6 縦覧場所

津市殿村 5 番地

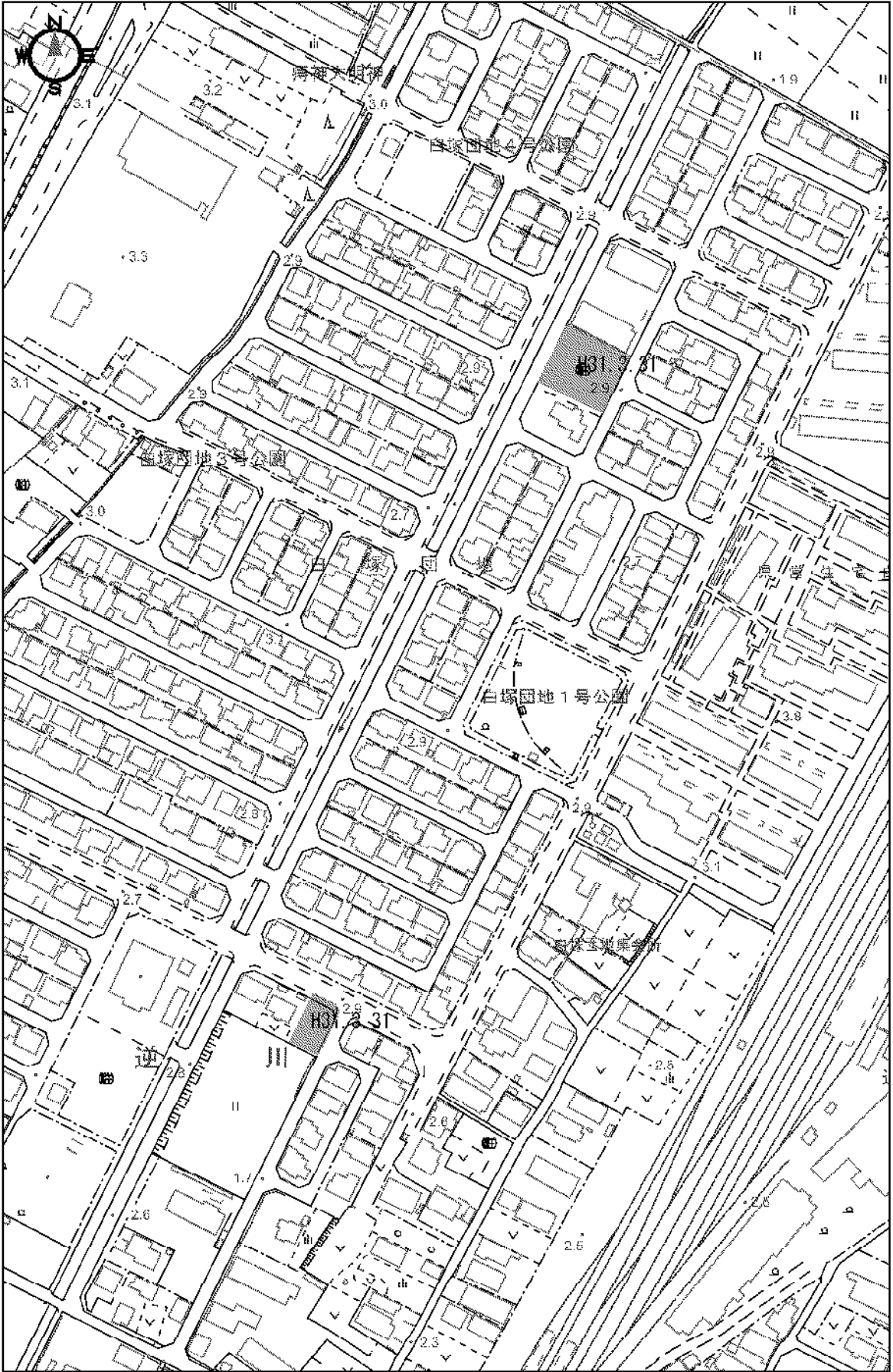
津市下水道局下水道総務課

7 縦覧期間

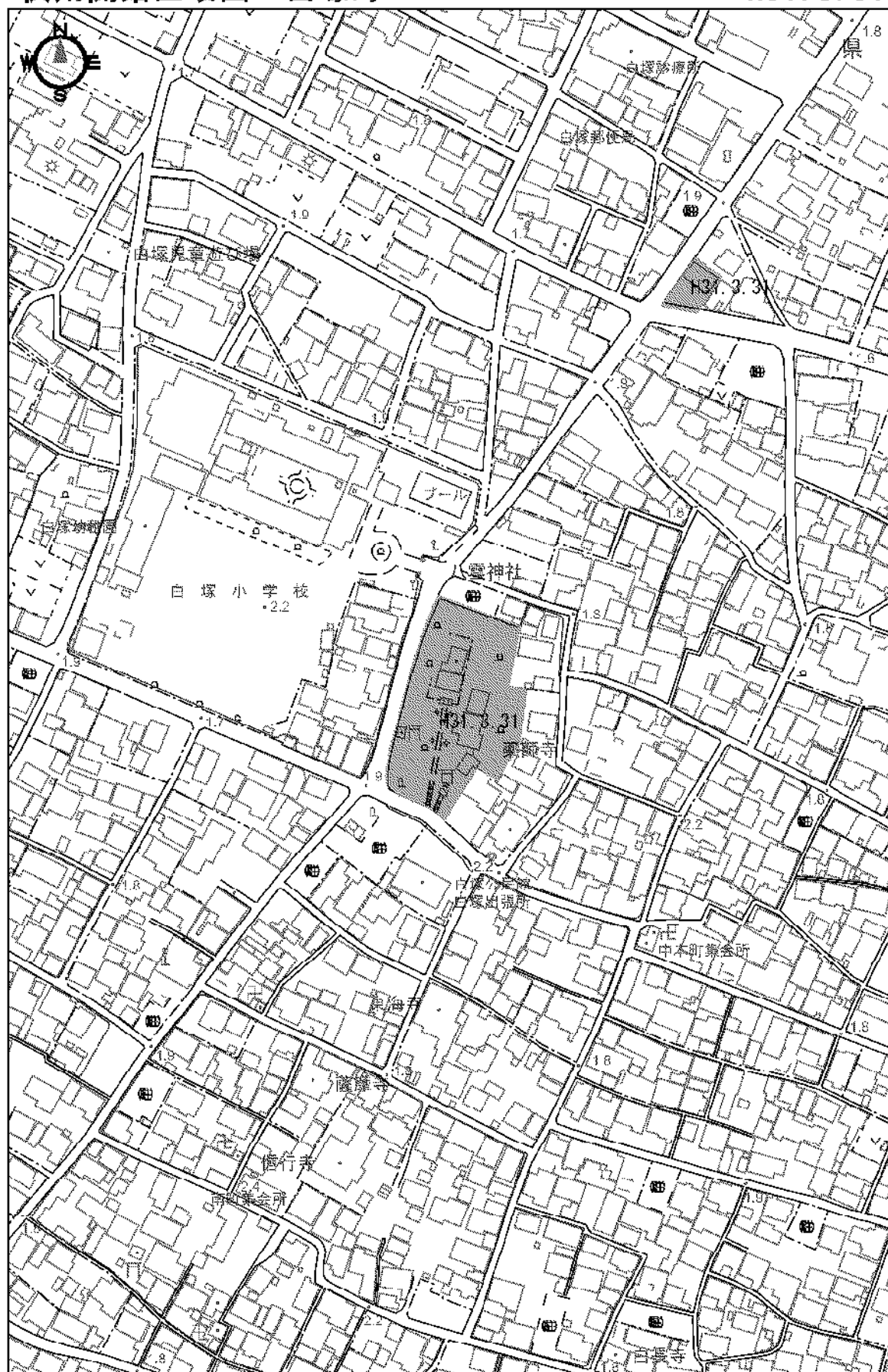
平成 3 1 年 3 月 1 5 日から同月 2 9 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日を除く。）

8 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで







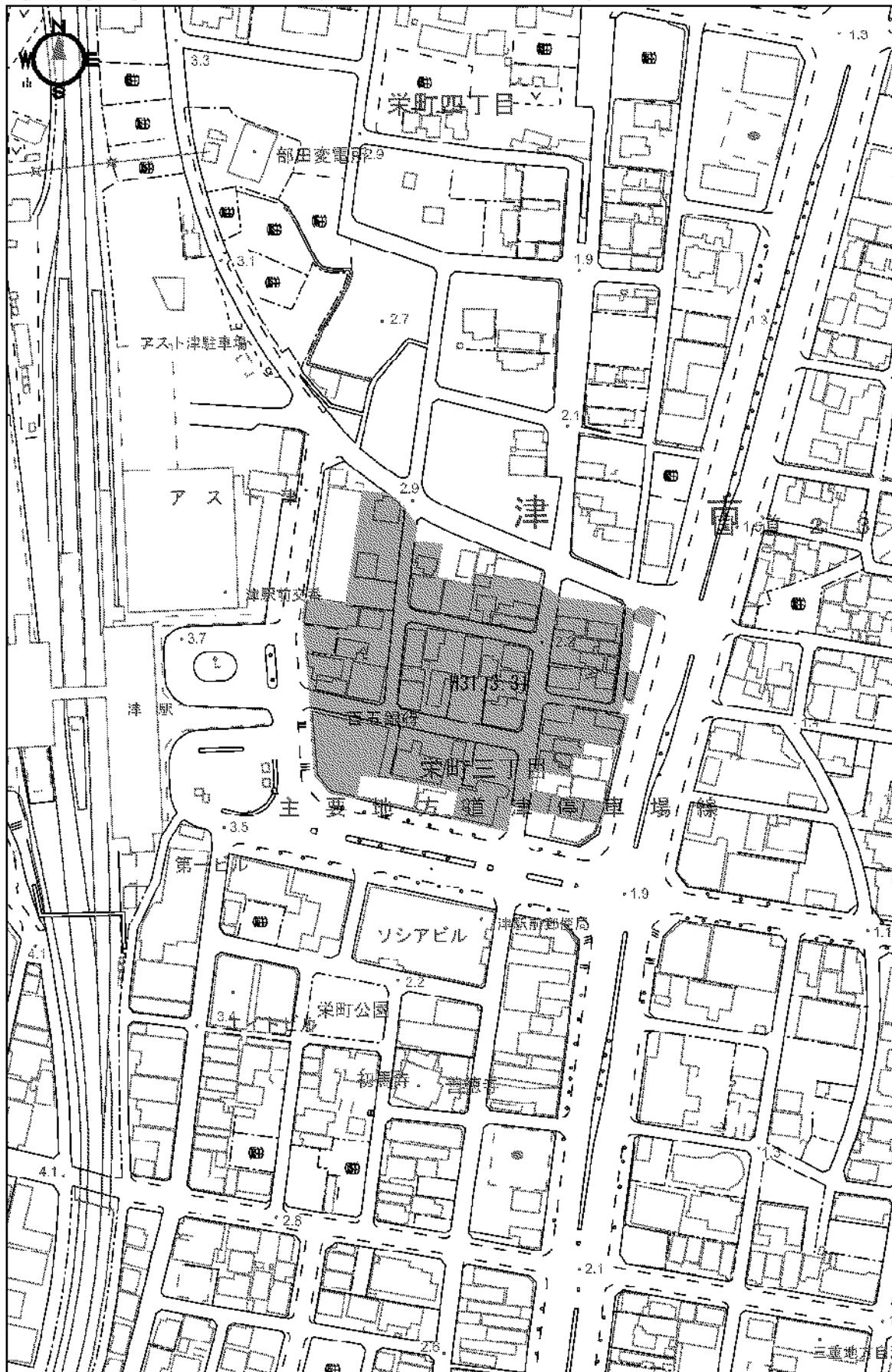
0 100m  
1:2,500

津北部第3-2処理分区



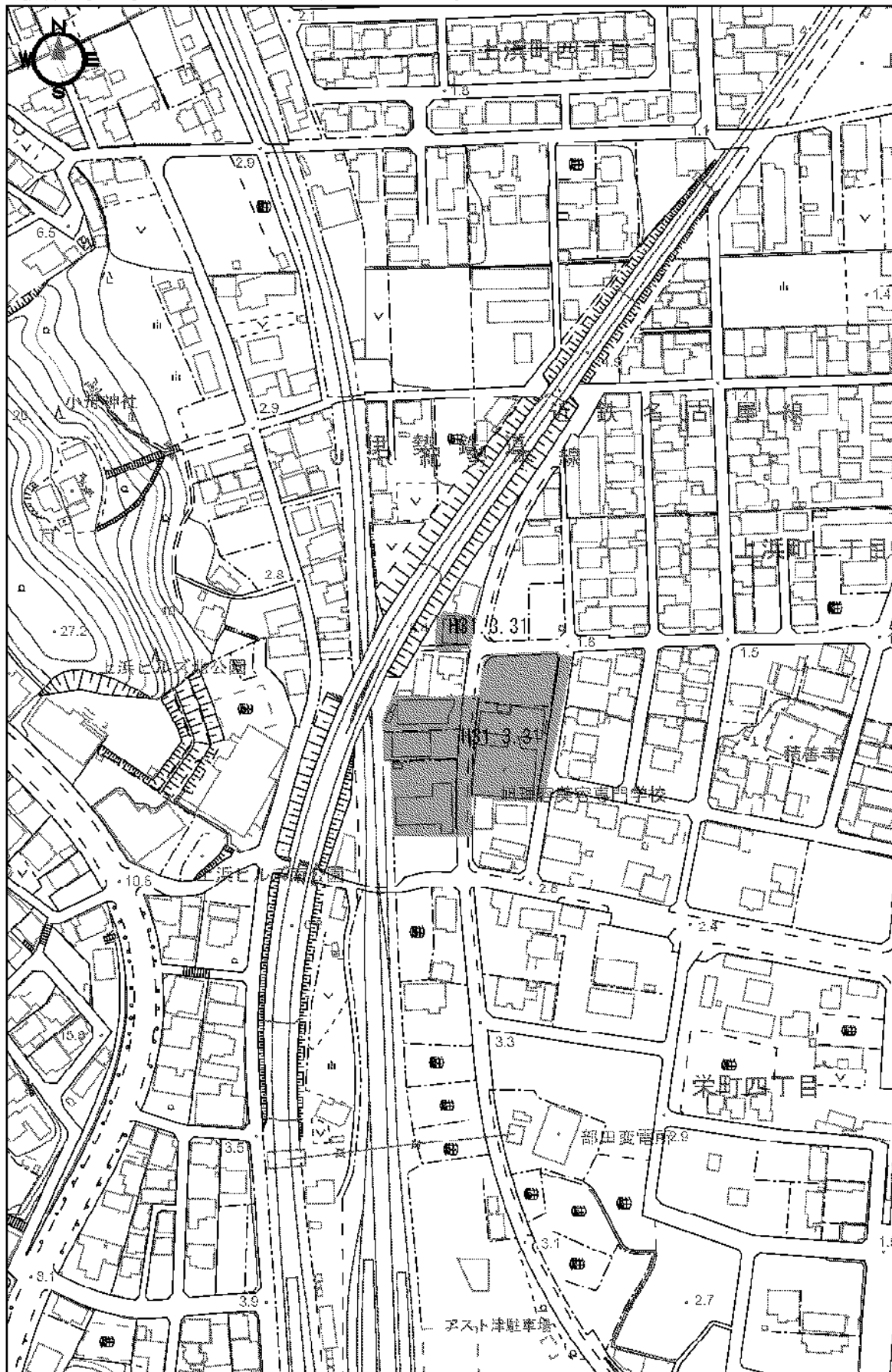
0 100m  
1:2,500

津北部第5処理分区



0 100m  
1:2,500

津北部第13処理分区



0 100m  
1:2,500

津北部第13処理分区

供用開始区域図 河辺町

H31.3.31



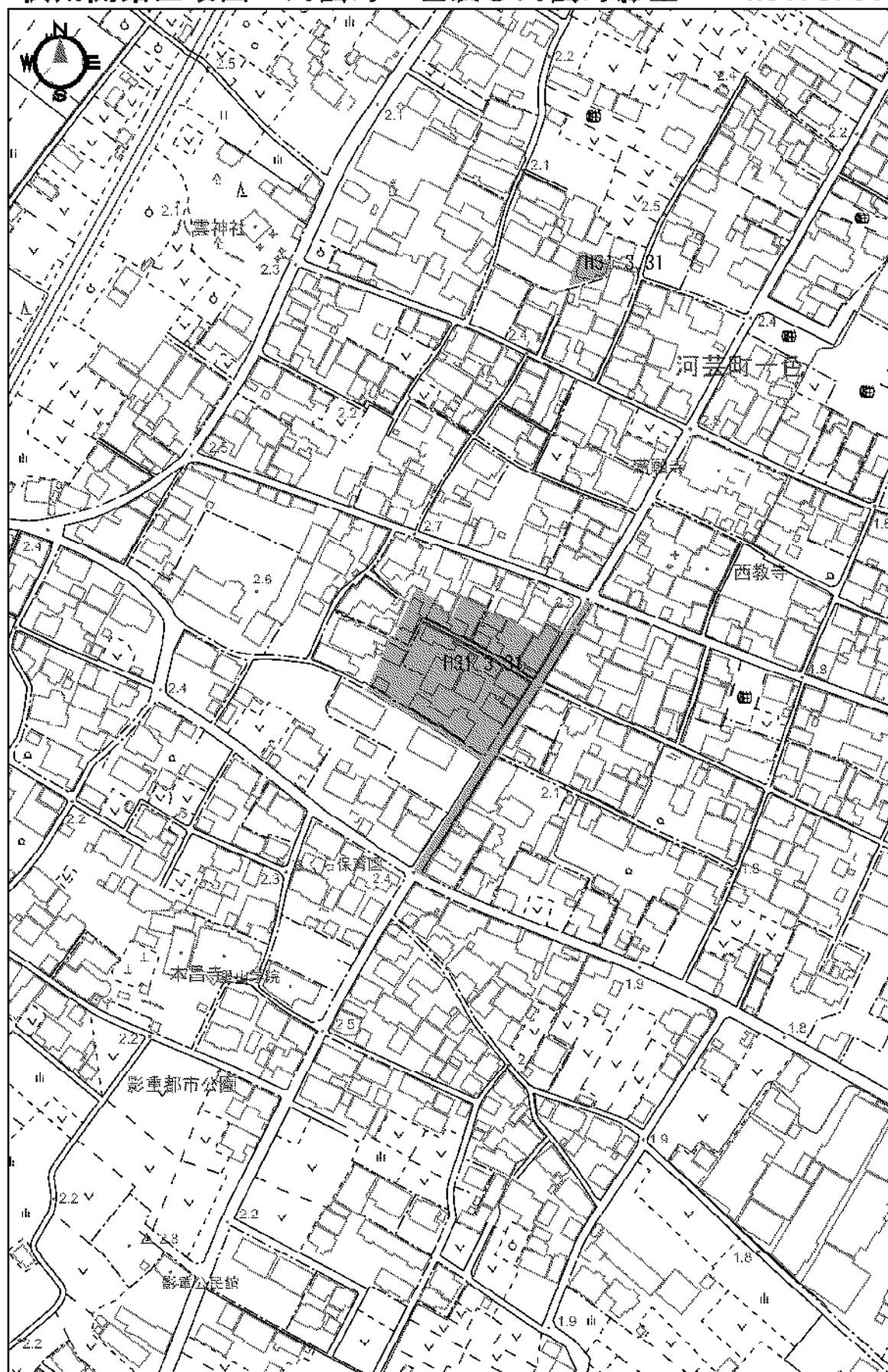
## 清水处理分区



0 100m  
1:2,500

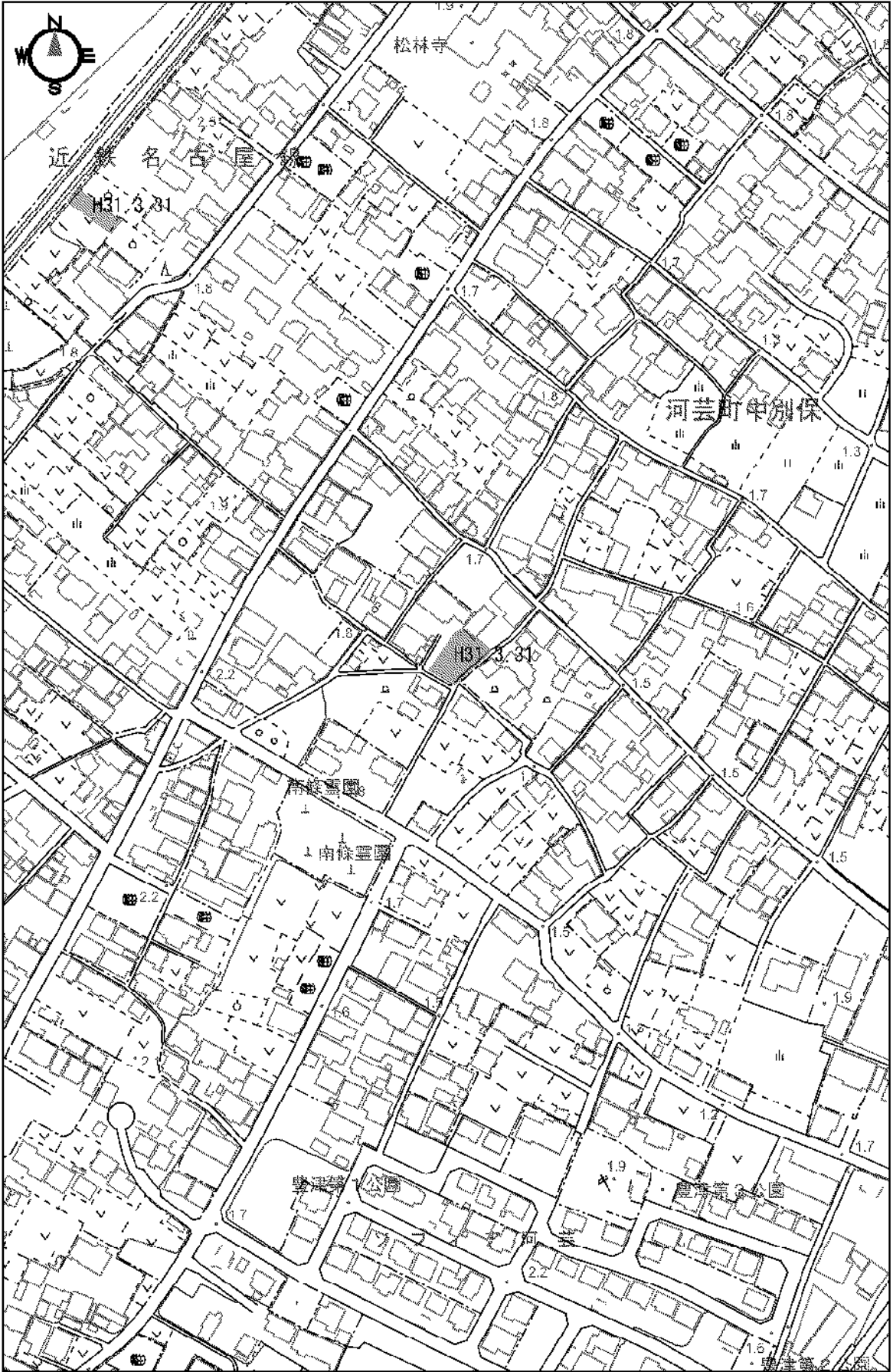
一色第1処理分区

供用開始区域図 河芸町一色及び河芸町影重 H31.3.31



0 100m  
1:2,500

一色第1処理分区及び影重処理分区

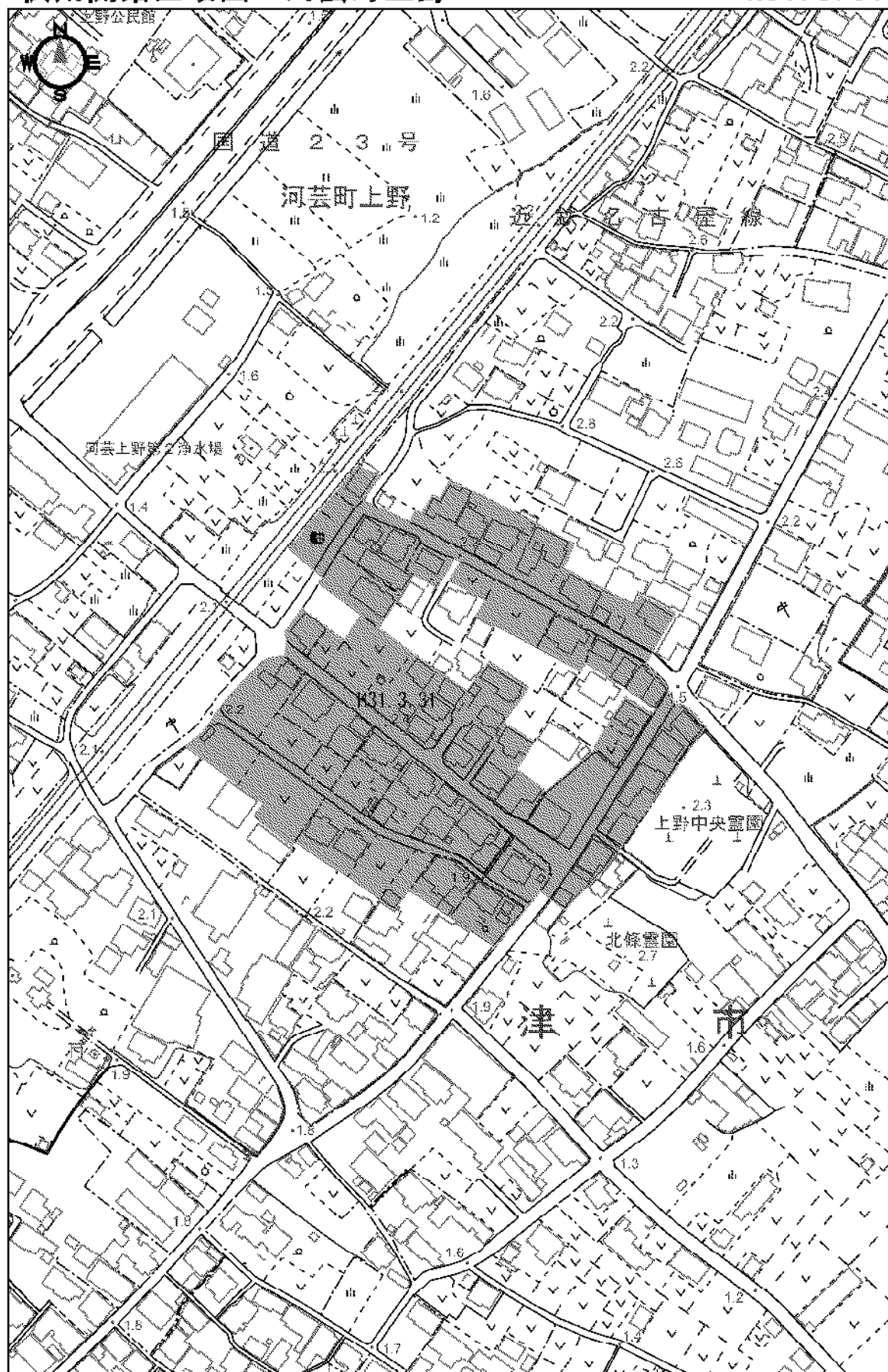


供用開始区域図 河芸町上野

H31.3.31

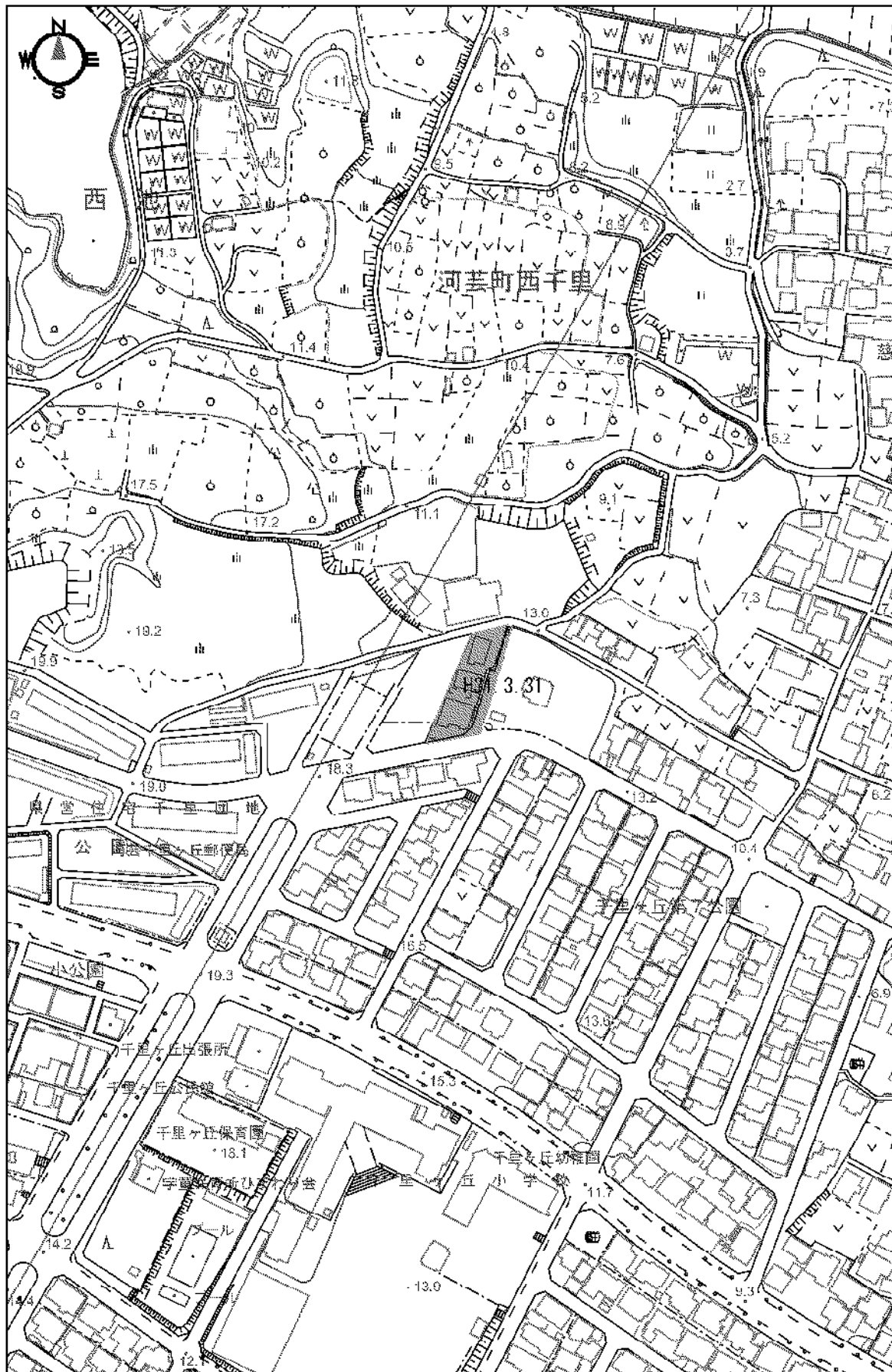


## 上野処理分区

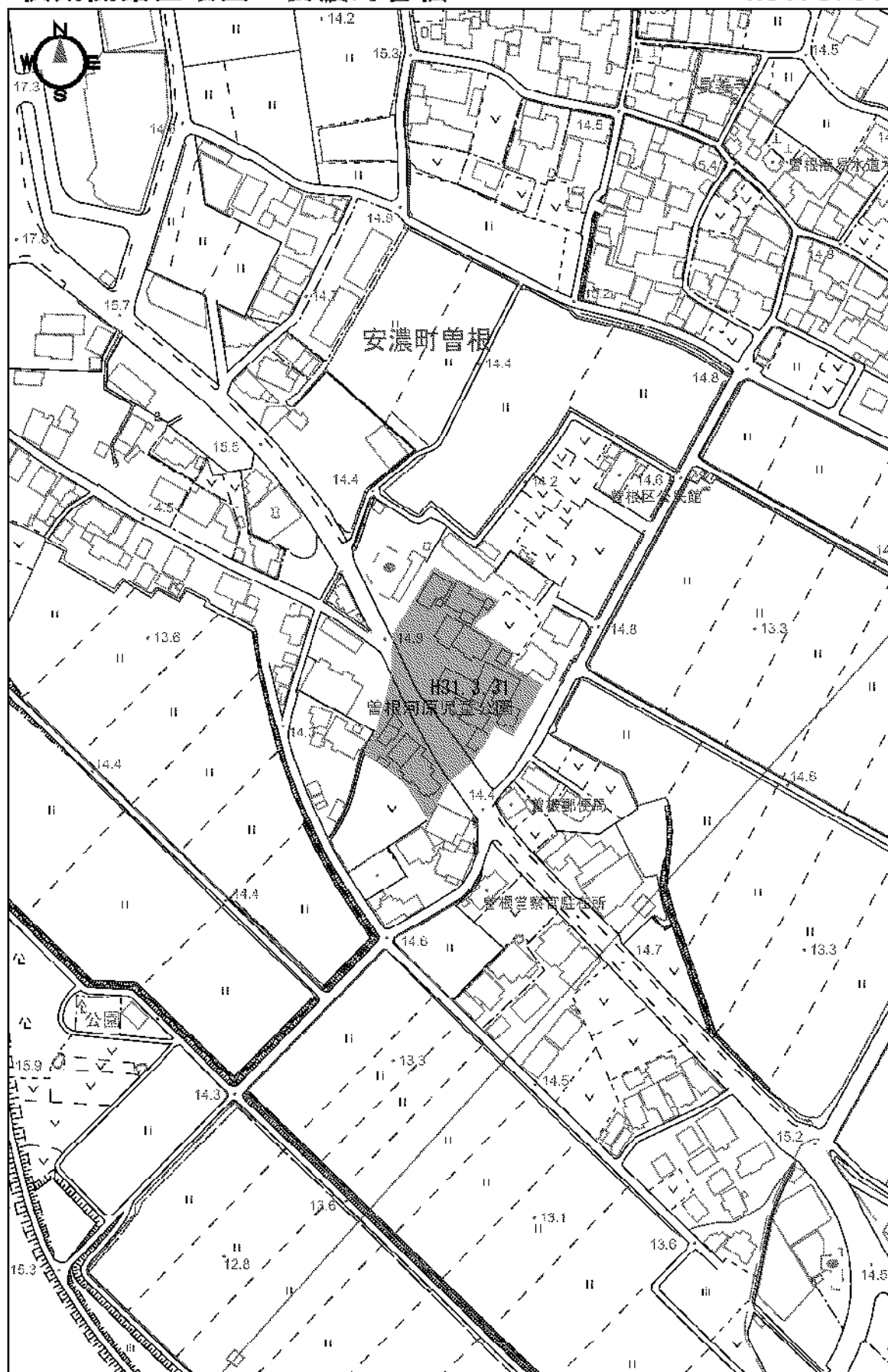


# 供用開始区域図 河芸町千里ヶ丘及び河芸町西千里

H31.3.31



千里ヶ丘処理分区

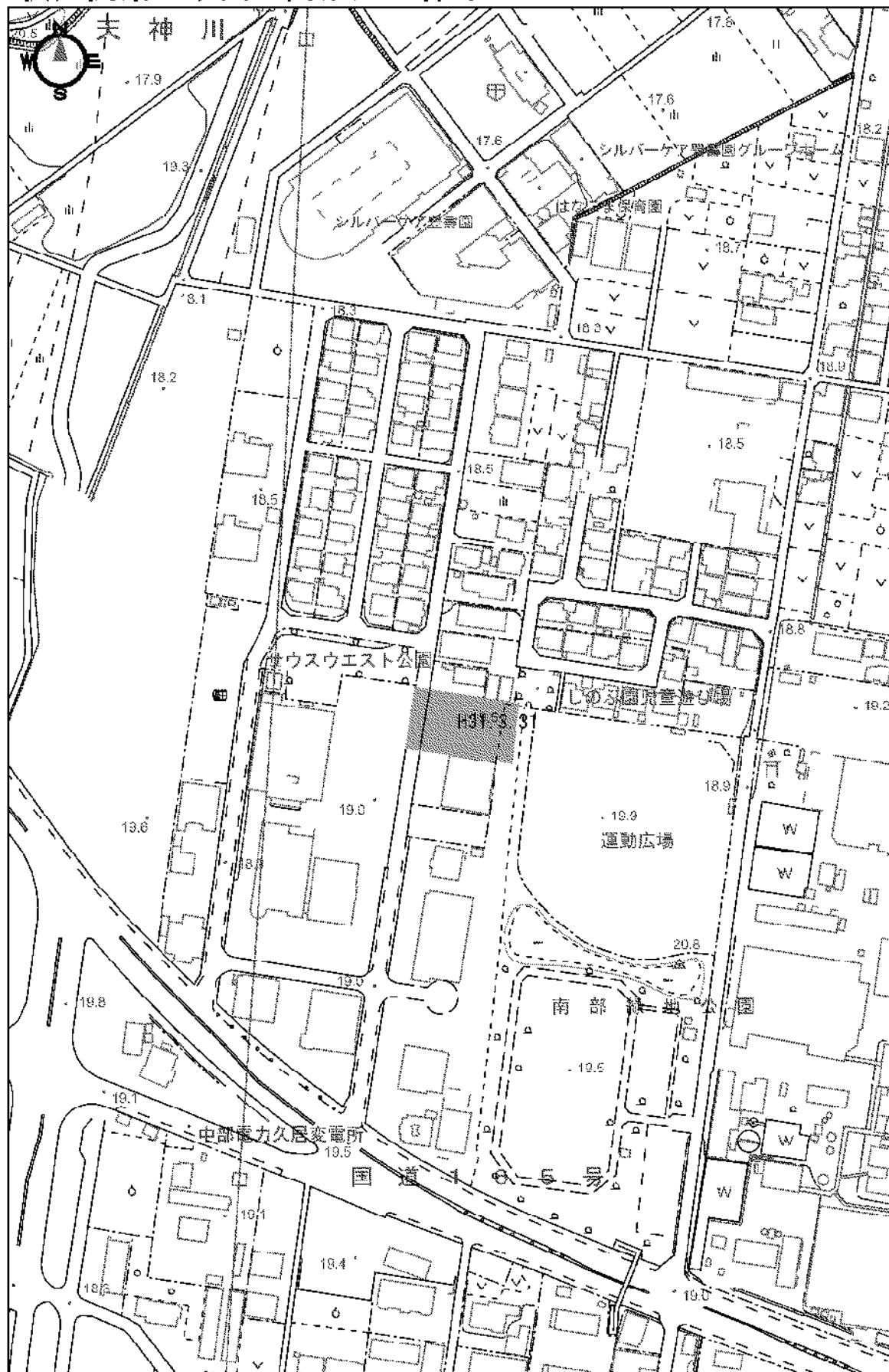


0 100m  
1:2,500

曾根南処理分区

供用開始区域図 高茶屋小森町

H31.3.31



津第3-1処理分区



0 100m  
1:2,500

津第3-2処理分区



0 100m  
1:2,500

津第3-3処理分区

供用開始区域図 高茶屋小森町及び雲出本郷町 H31.3.31



津第2処理部区

供用開始区域図 高茶屋小森上野町及び高茶屋二丁目  
H31.3.31



0 100m  
1:2,500

津第4処理分区



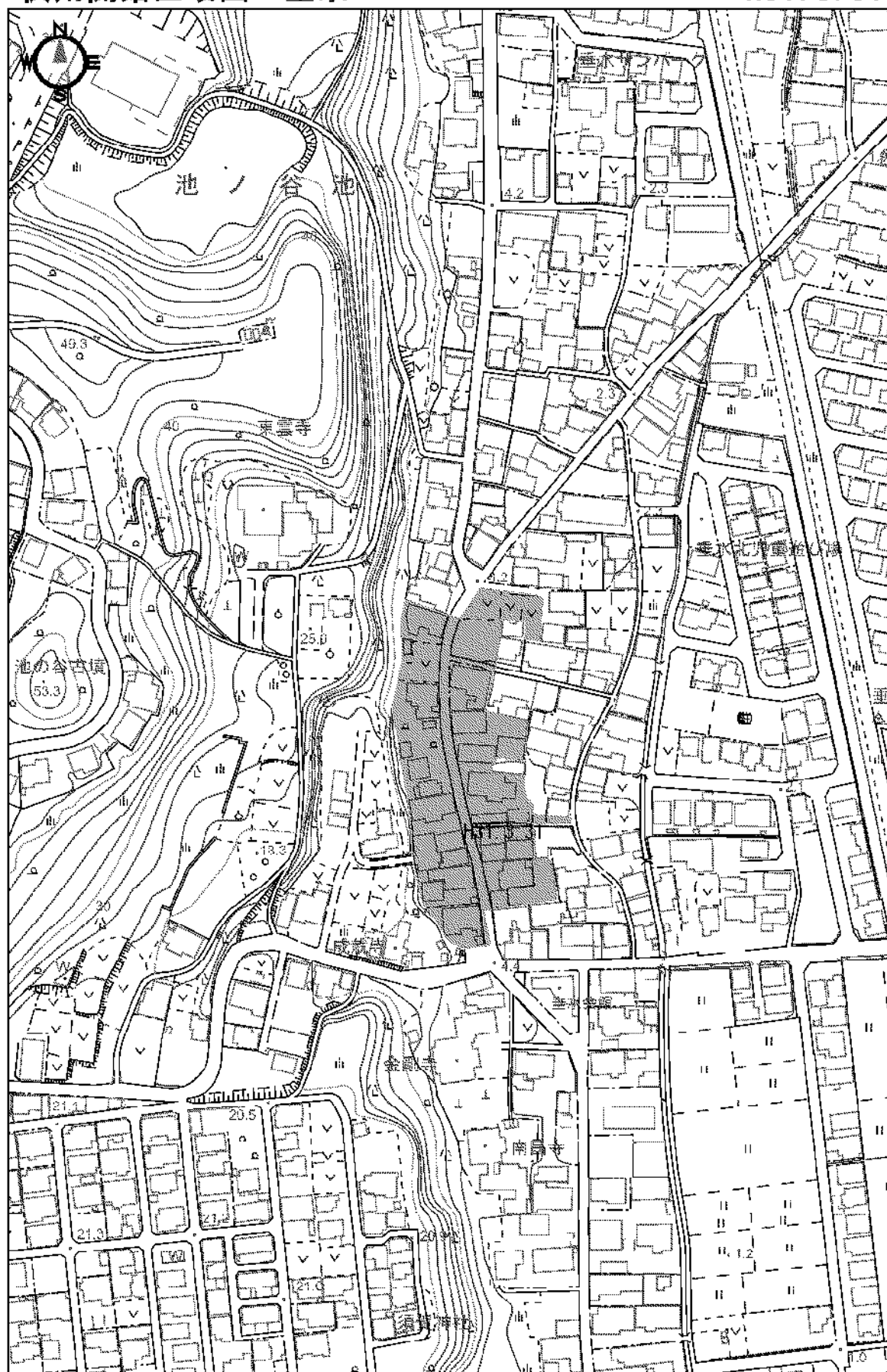
0 100m  
1:2,500

津第3-2処理分区



0 100m  
1:2,500

津第1処理分区

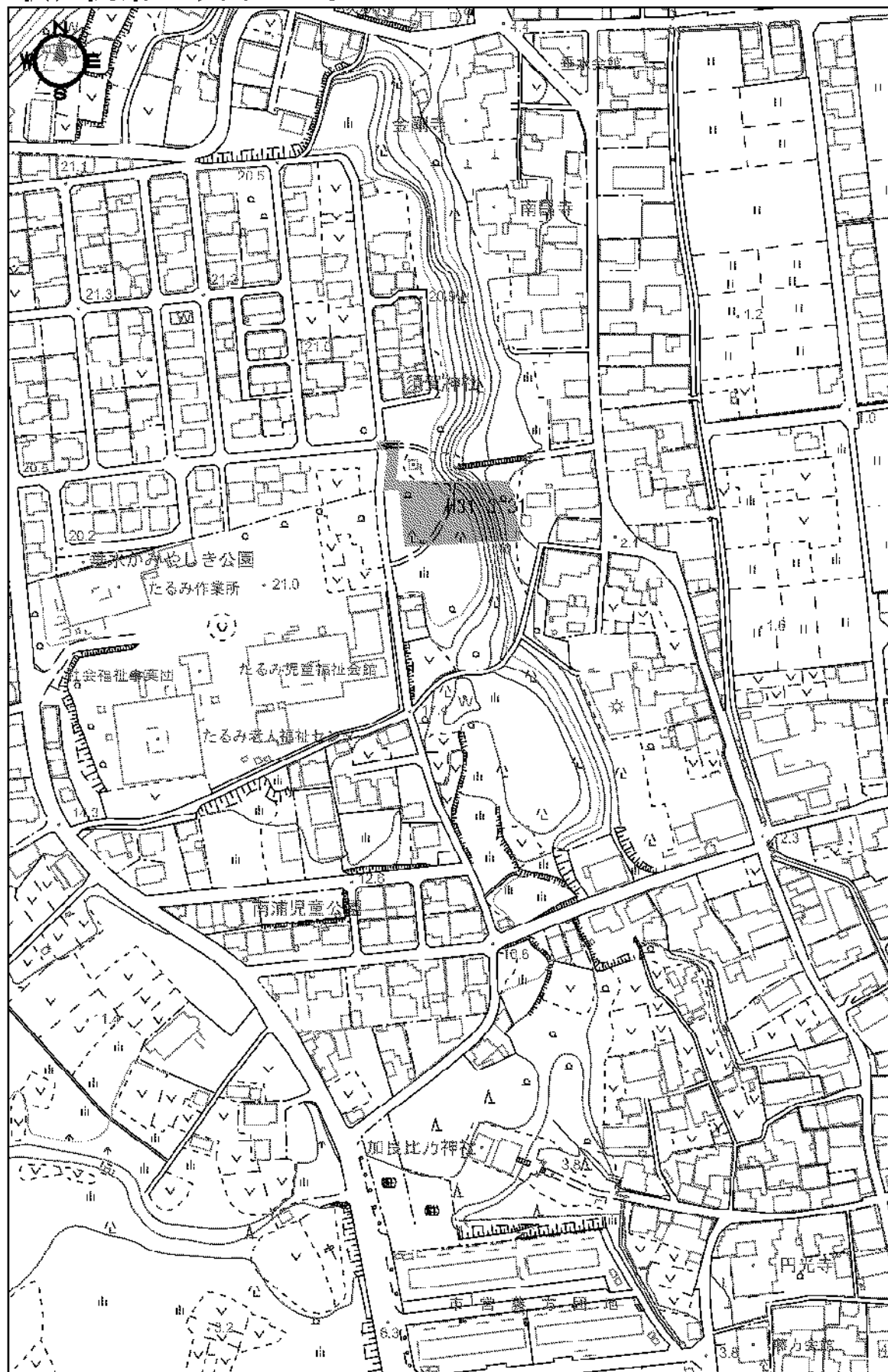


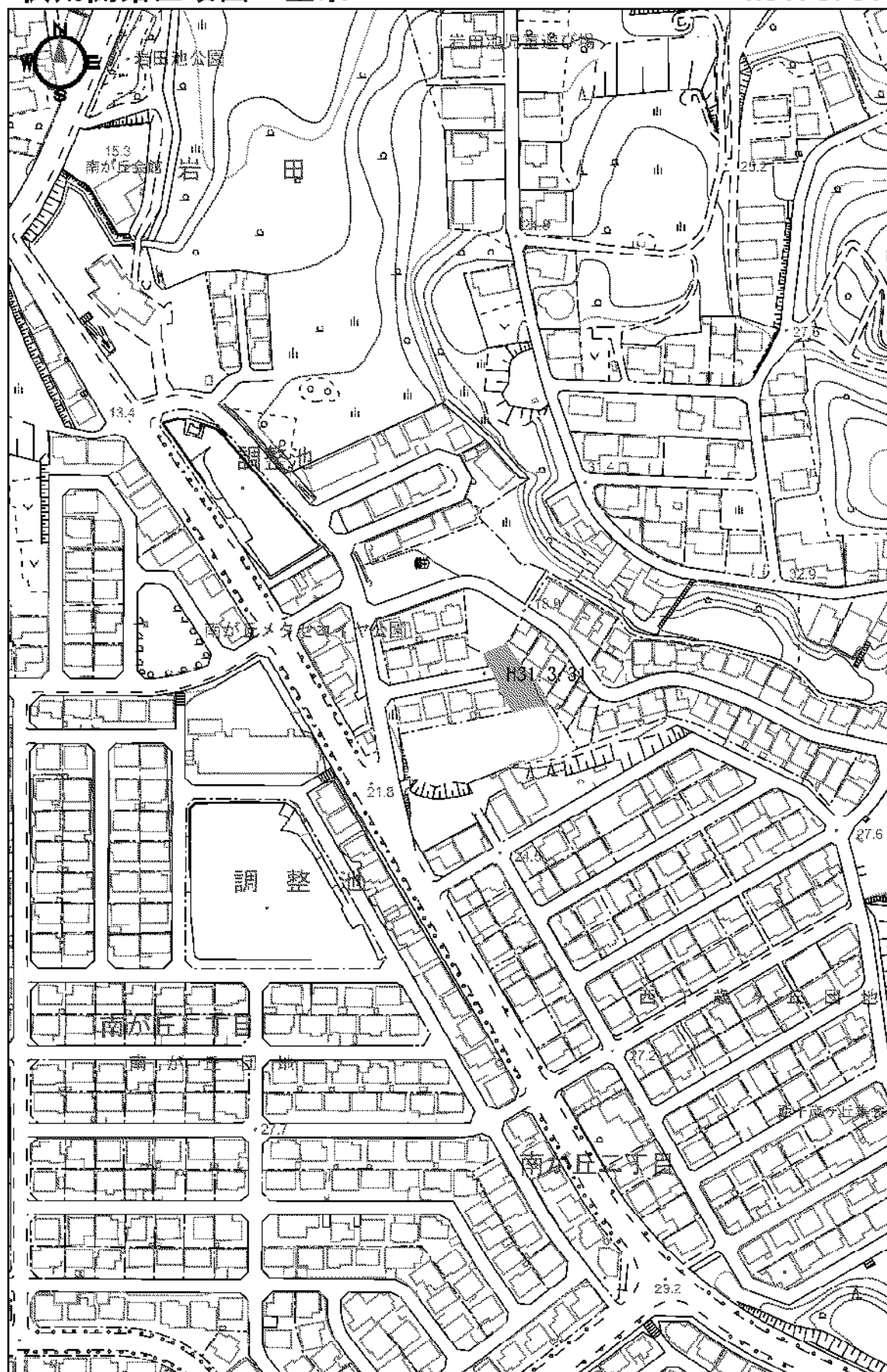
0 100m  
1:2,500

津第5-1処理分区

[illegible]

## 津第 5-1 处理分区





0 100m  
1:2,500



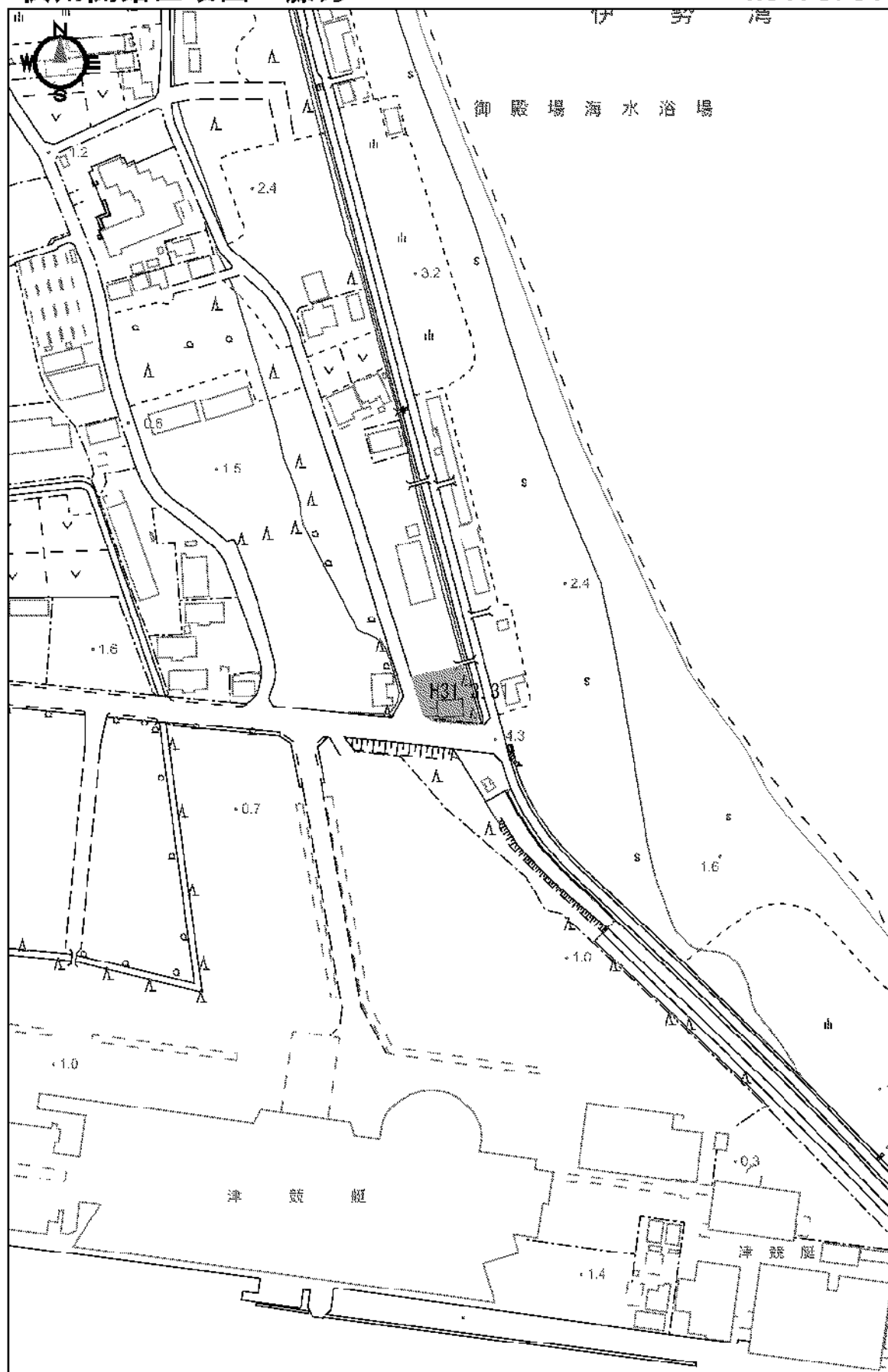
0 100m  
1:2,500

津第5－3処理分区



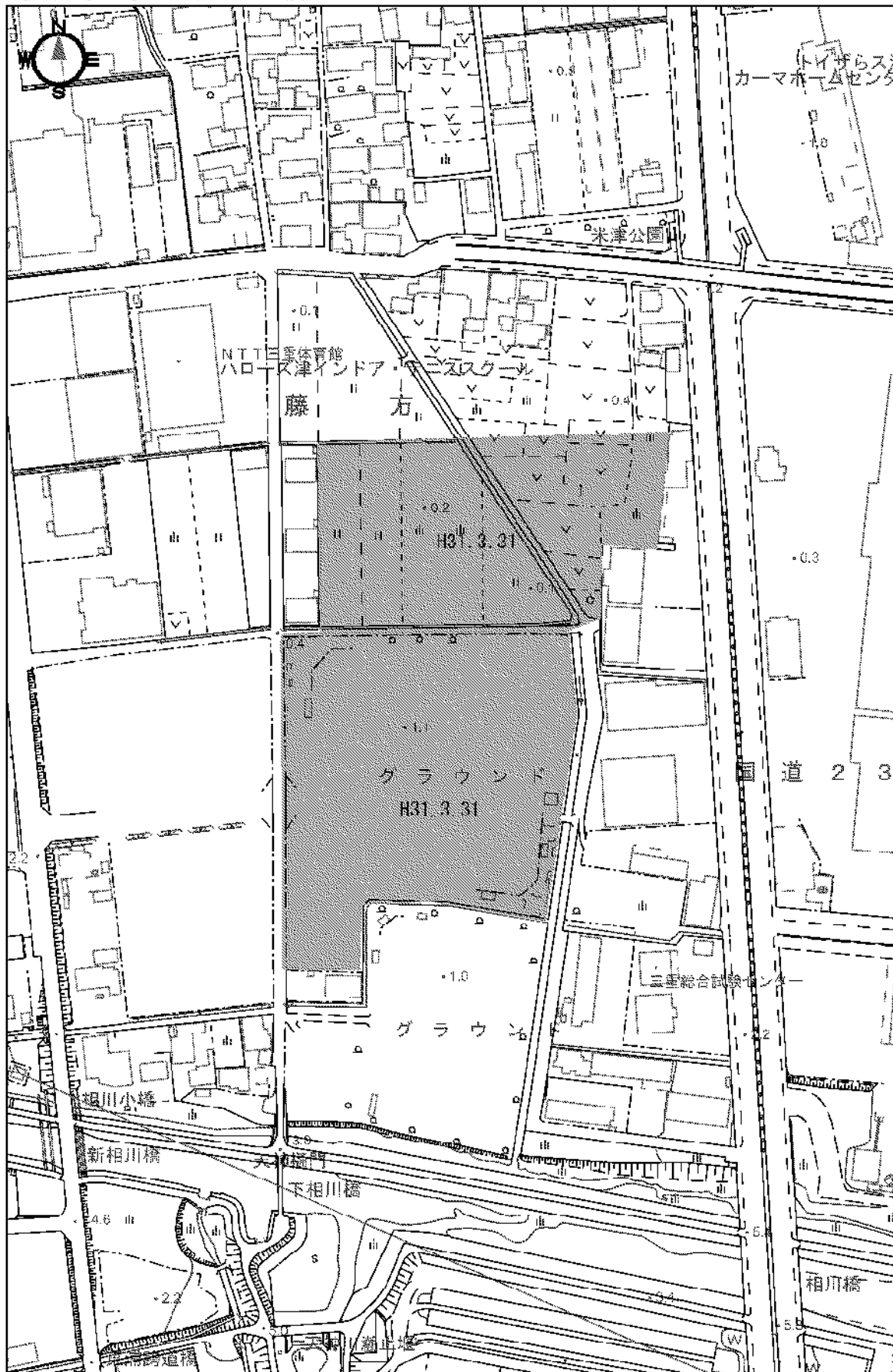
0 100m  
1:2,500

津第5-1処理分区



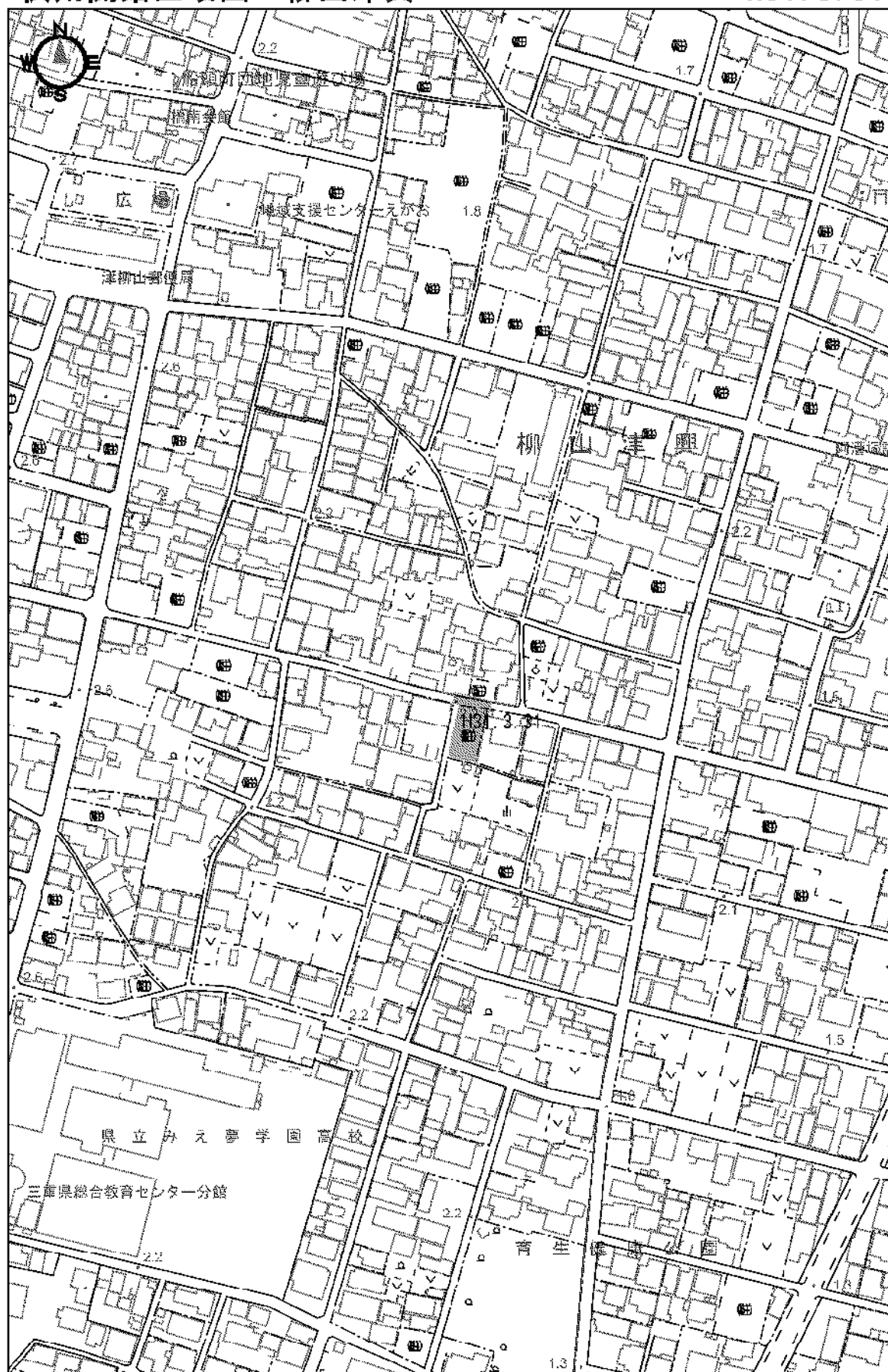
0 100m  
1:2,500

津第5-1処理分区



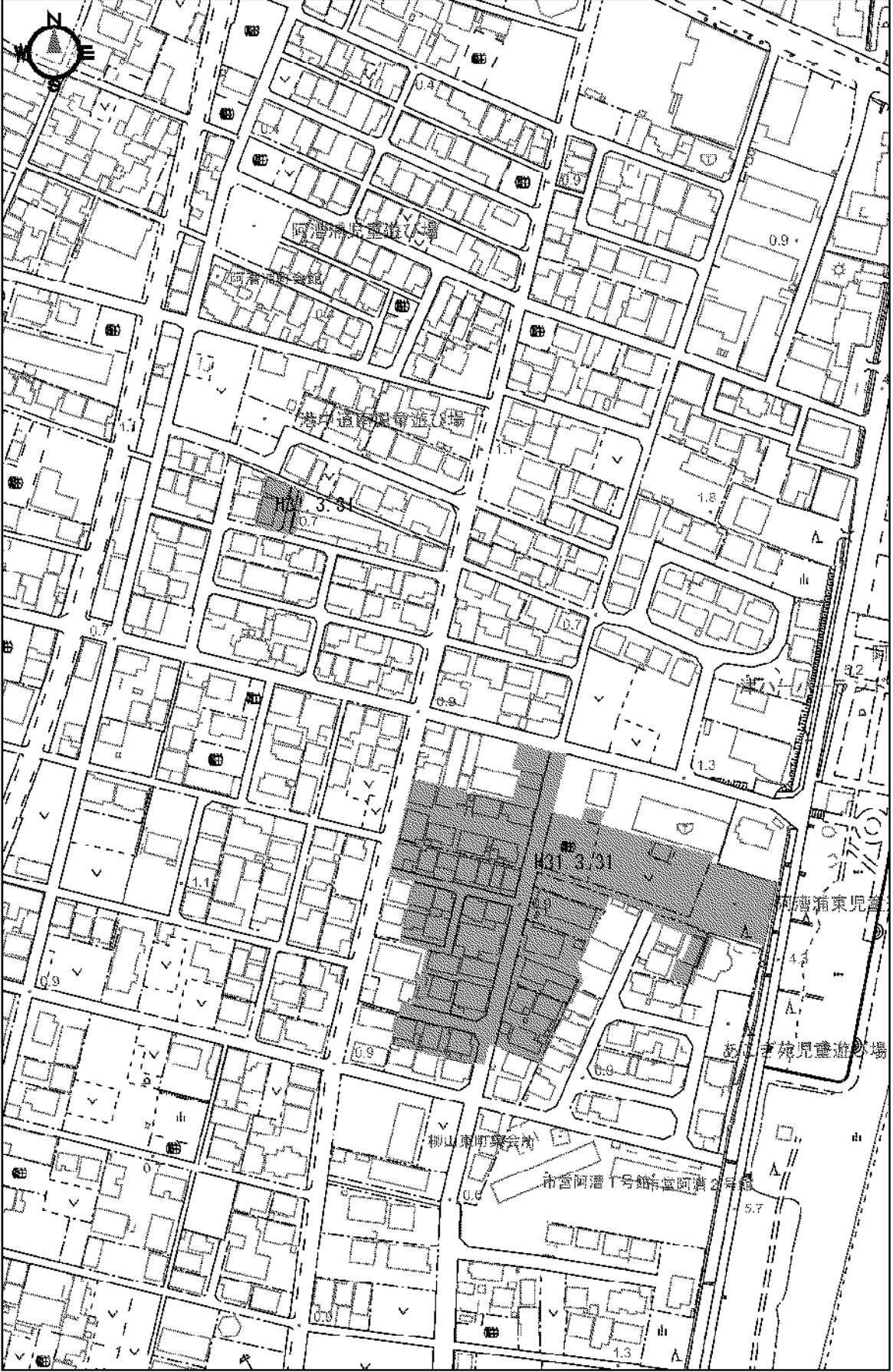
0 100m  
1:2,500

津第5-1処理分区



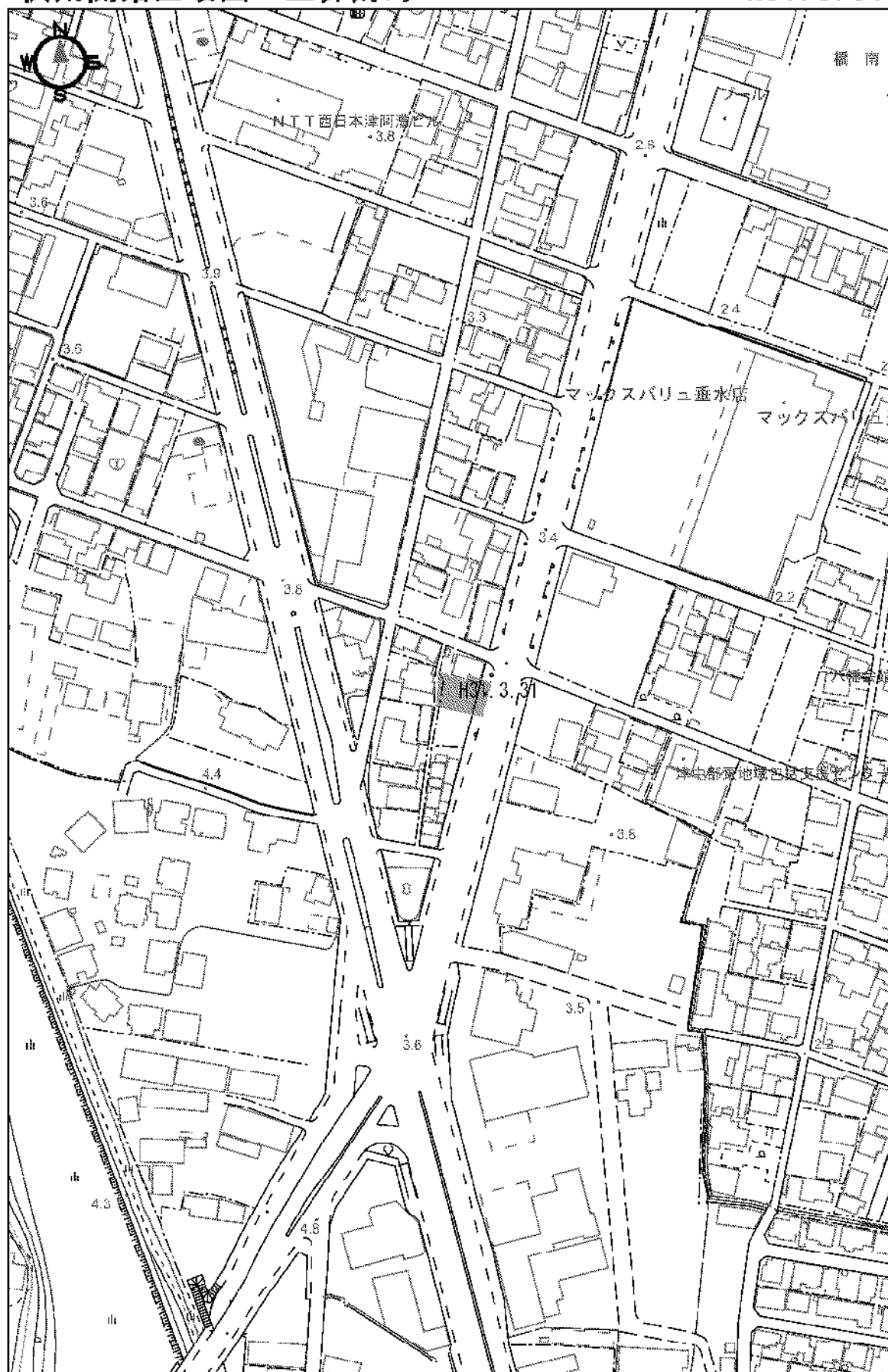
0 100m  
1:2,500

津第5-4処理分区



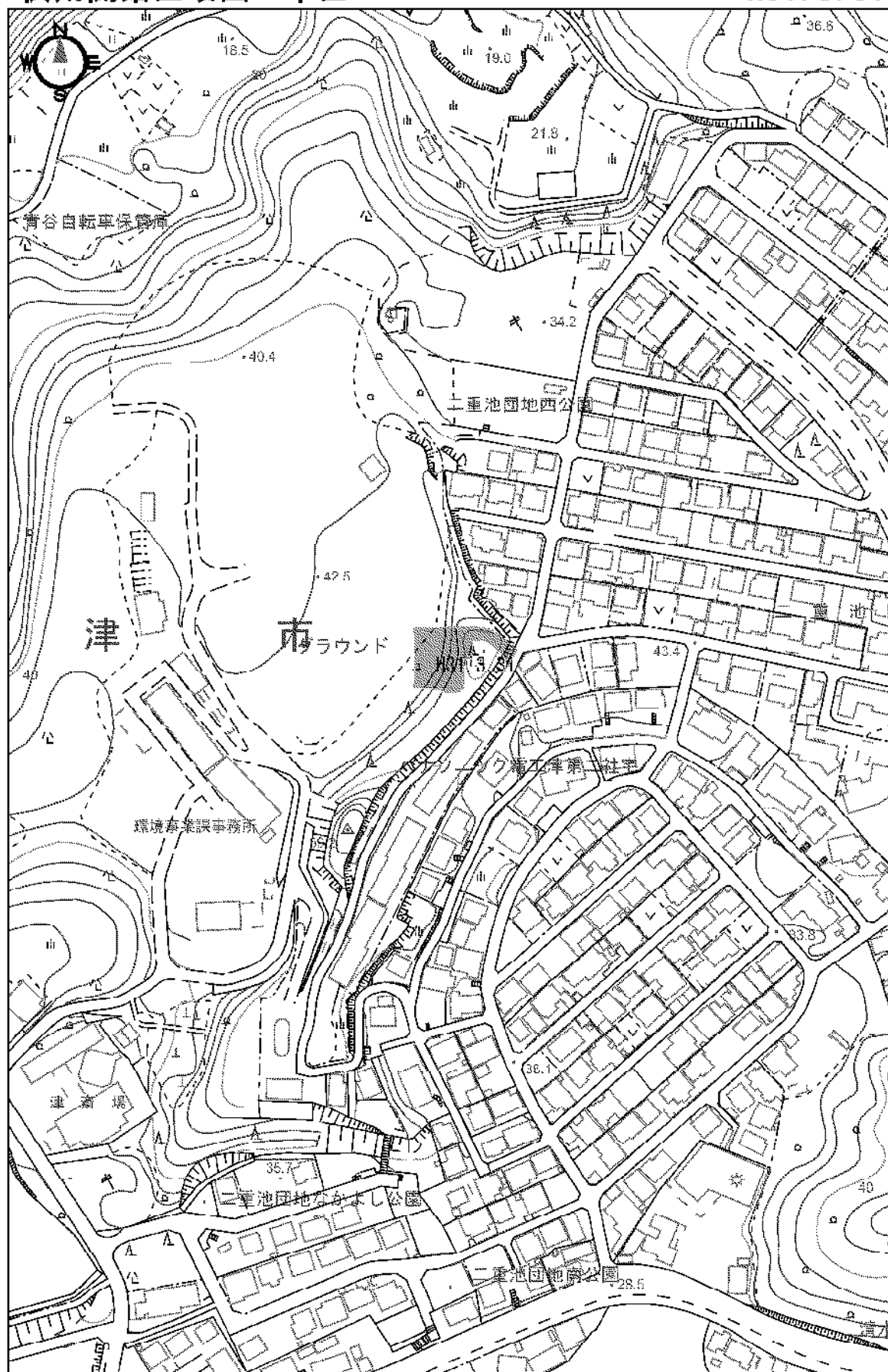
0 100m  
1:2,500

津第5-4処理分区



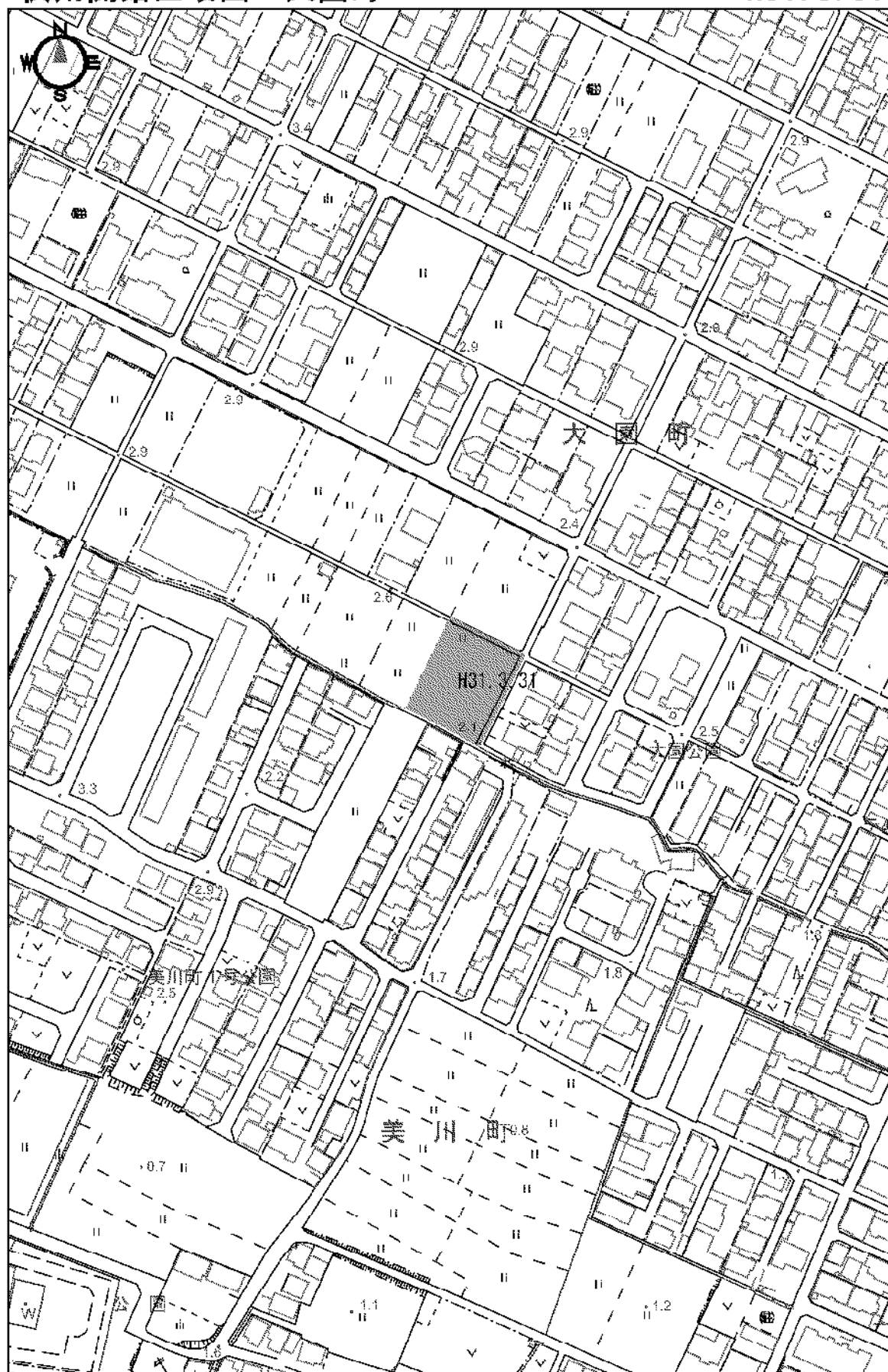
0 100m  
1:2,500

津第5-3処理分区



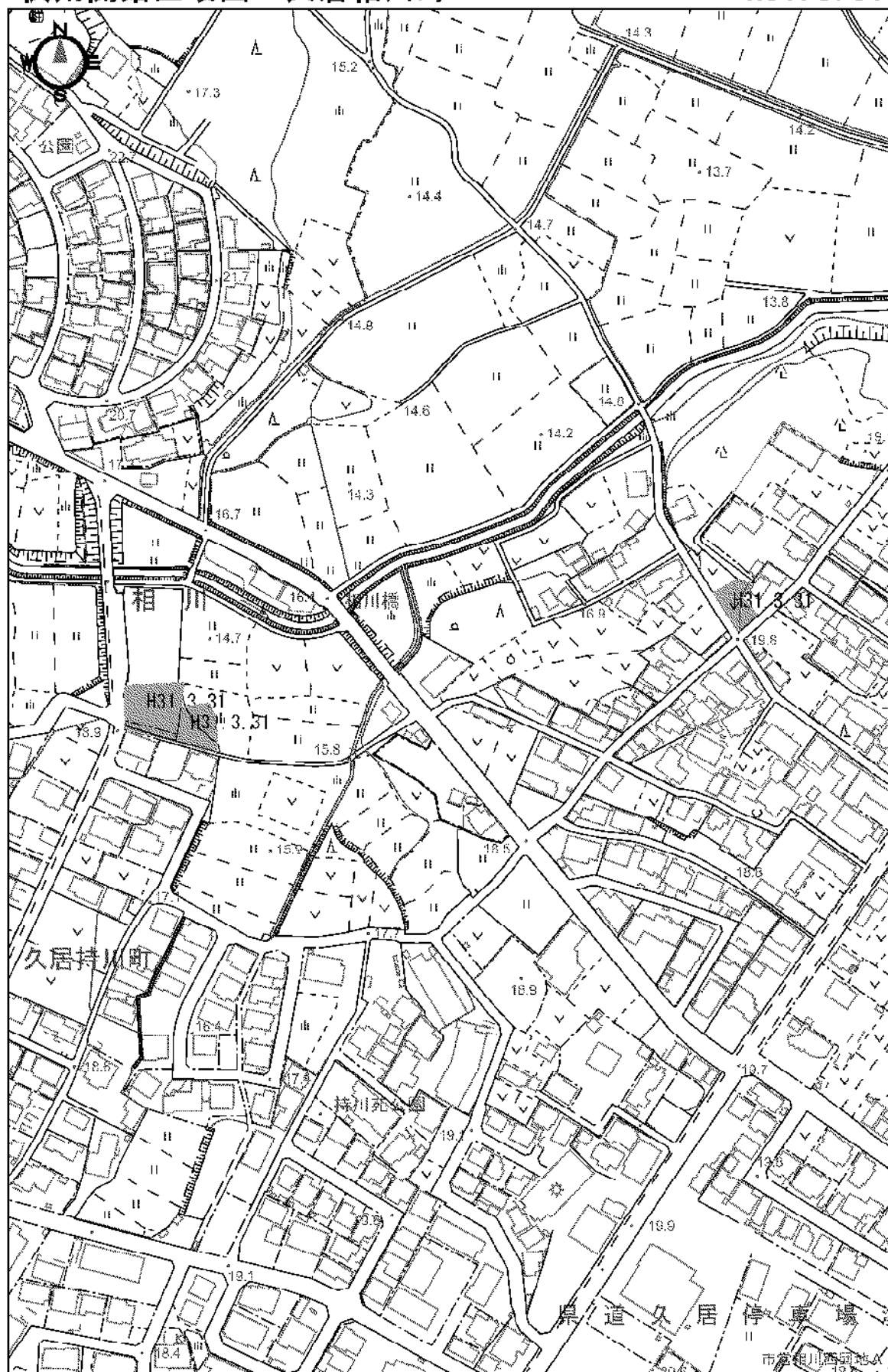
0 100m  
1:2,500

津第5-3処理分区



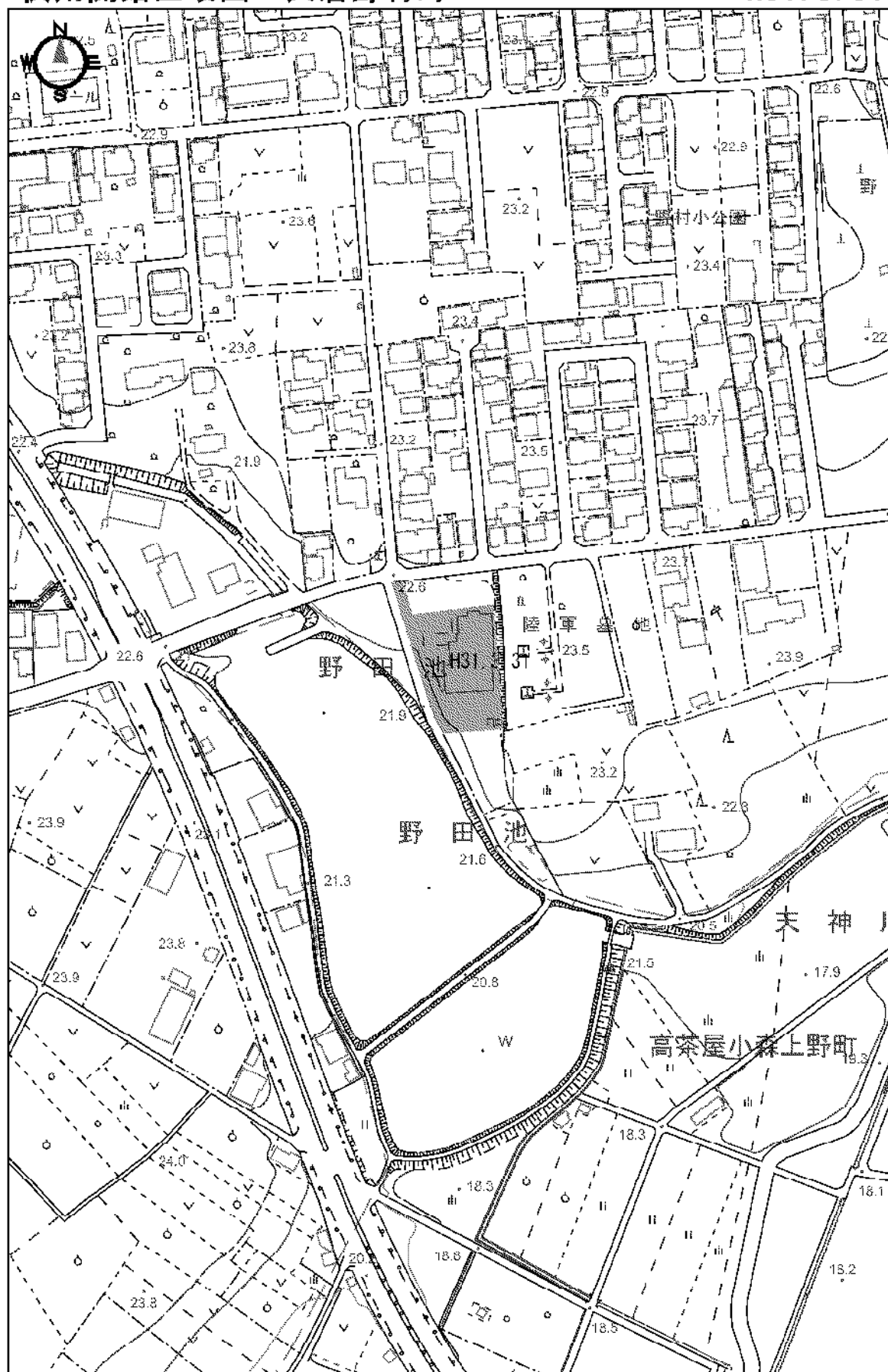
0 100m  
1:2,500

津第5-6処理分区



0 100m  
1:2,500

久居北部処理分区



0 100m  
1:2,500

久居北部処理分区

# 供用開始区域図 久居野村町及び久居小野辺町 H31.3.31

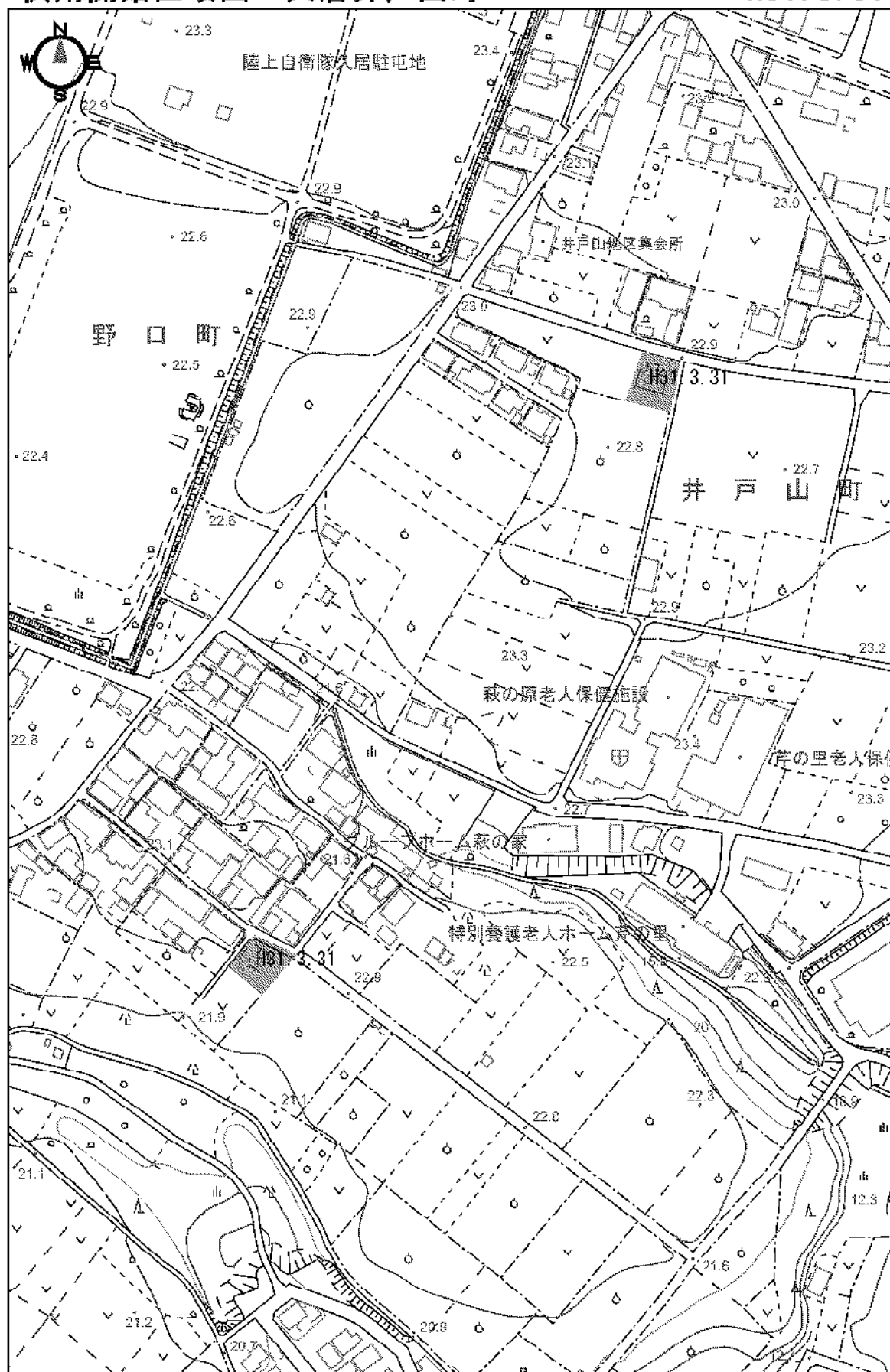


0 100m  
1:2,500

久居北部処理分区

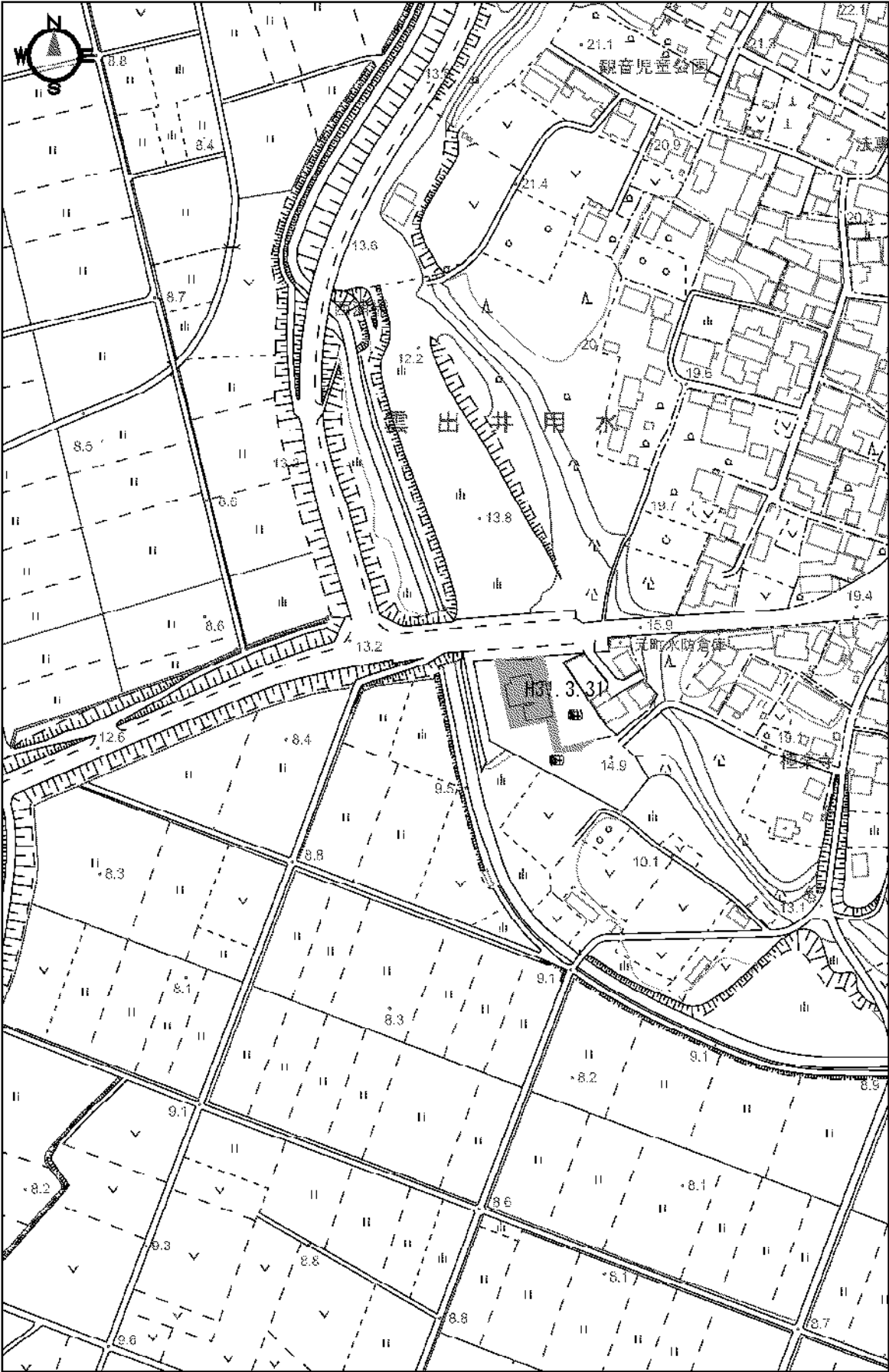
# 供用開始区域図 久居井戸山町

H31.3.31



0 100m  
1:2,500

久居中央処理分区



0 100m  
1:2,500

久居南部処理分区



0 100m  
1:2,500

久居南部処理分区

供用開始区域図 戸木町

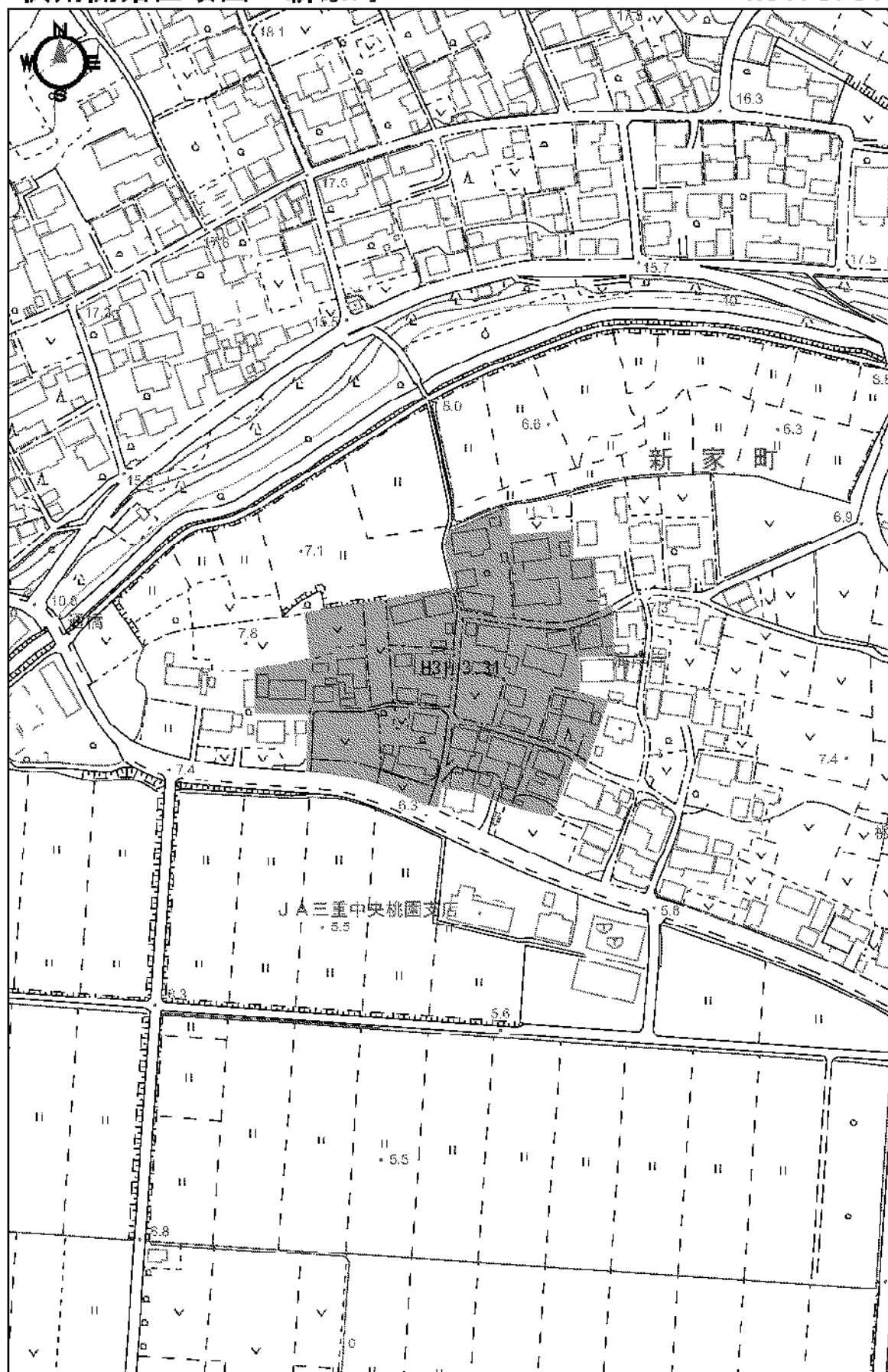
H31.3.31





0 100m  
1:2,500

久居中央処理分区



0 100m  
1:2,500

久居南部処理分区



0 100m  
1:2,500

久居南部処理分区



0 100m  
1:2,500

久居南部処理分区



0 100m  
1:2,500

一志第3-1処理分区

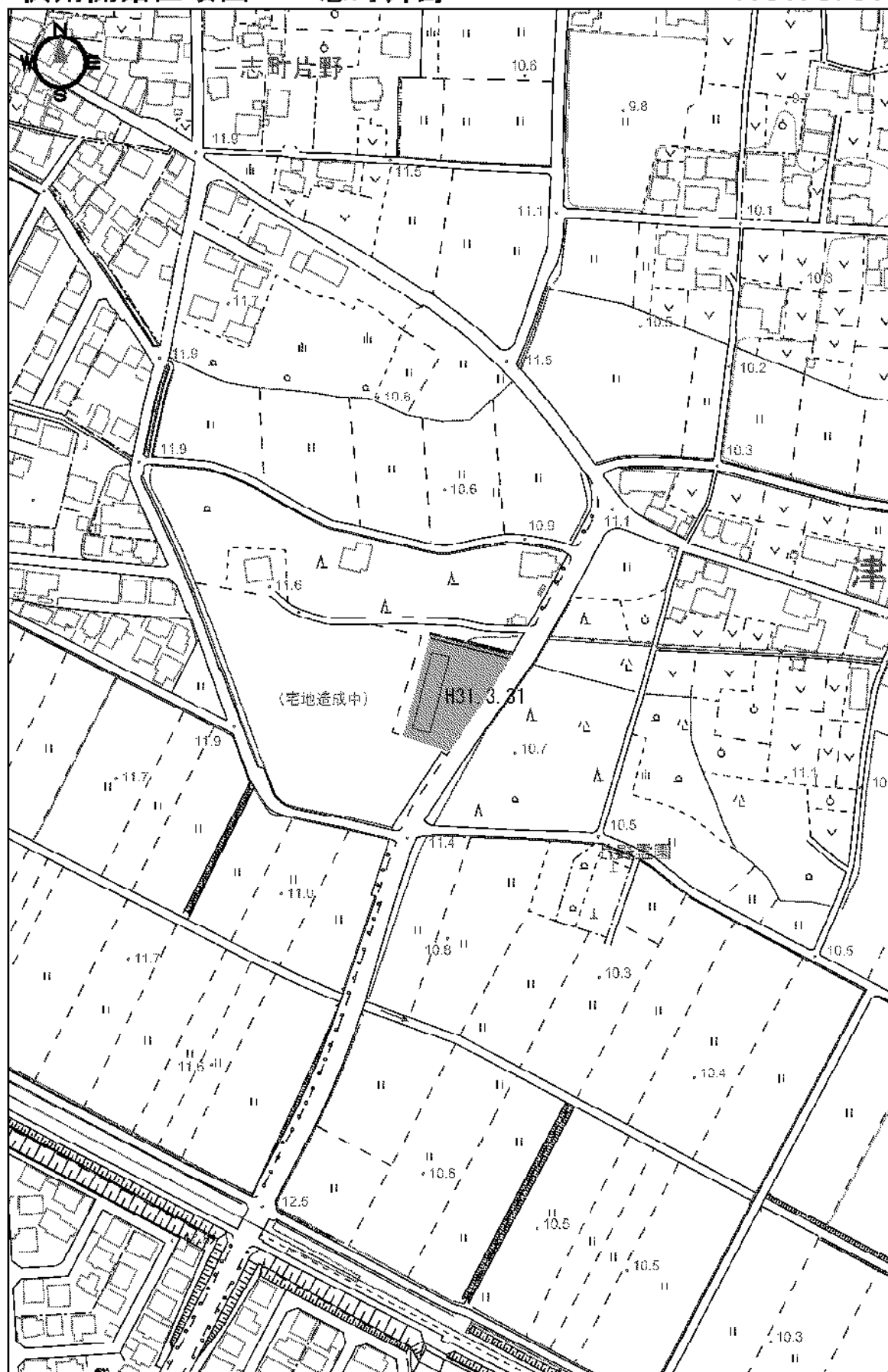
## H31.3.31



### 一志第3—1处理分区

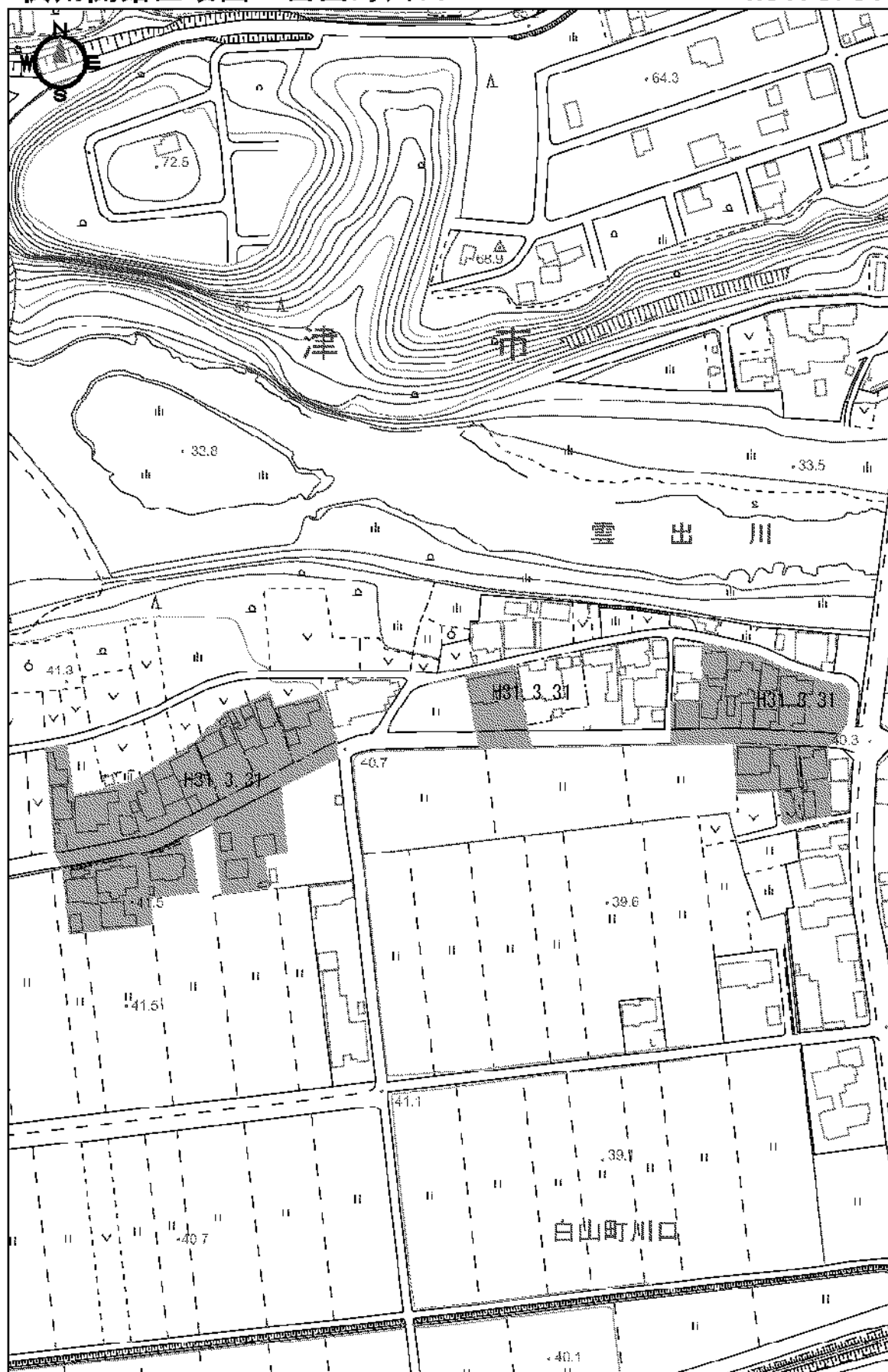
供用開始区域図 一志町片野

H31.3.31



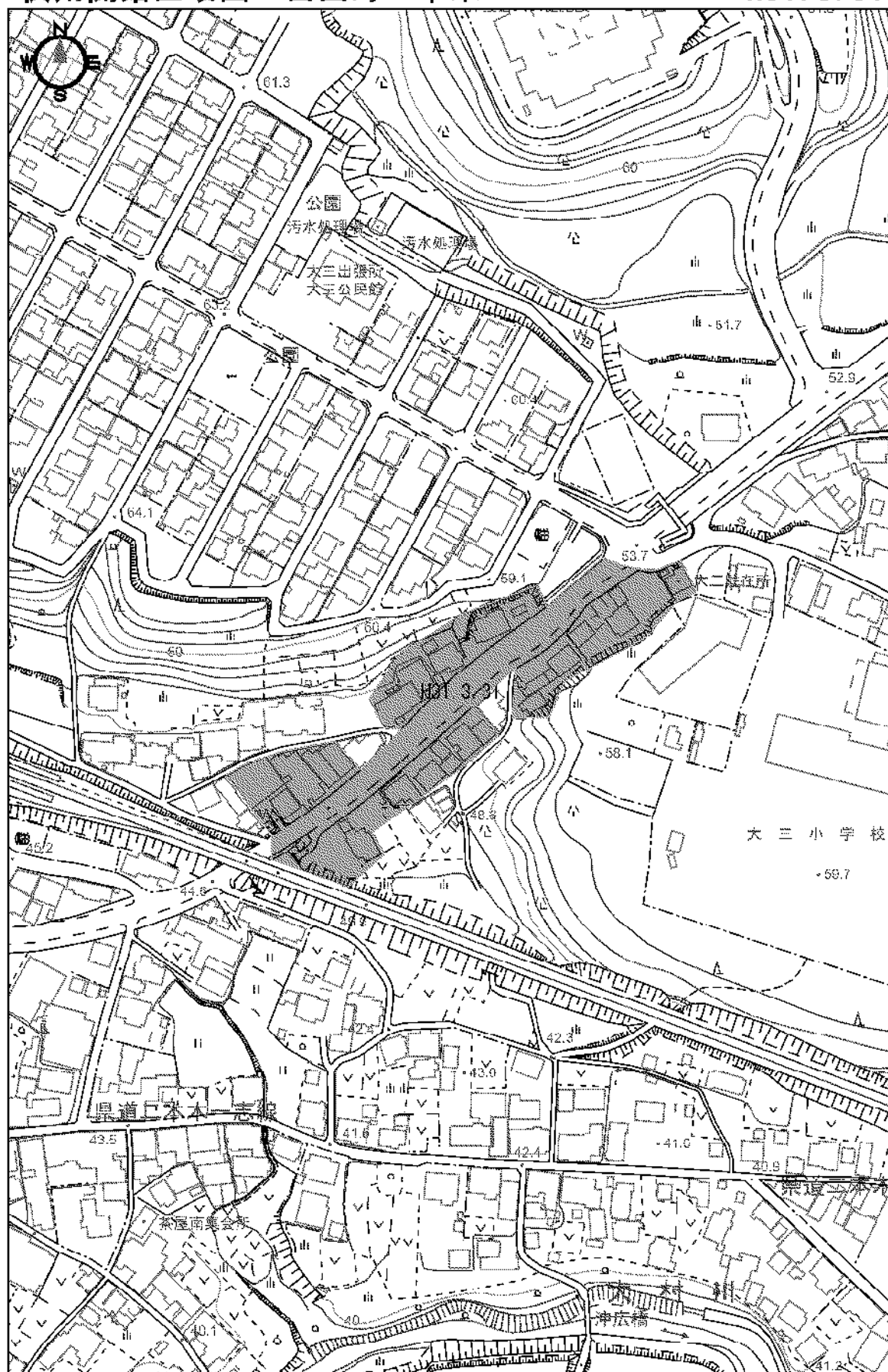
A horizontal scale bar with a white left half and a black right half. The total length is labeled '100m' at the right end. Below the bar, the scale is given as '1:2,500'.

### 一志第 4—1 处理分区



0 100m  
1:2,500

白山第2処理分区

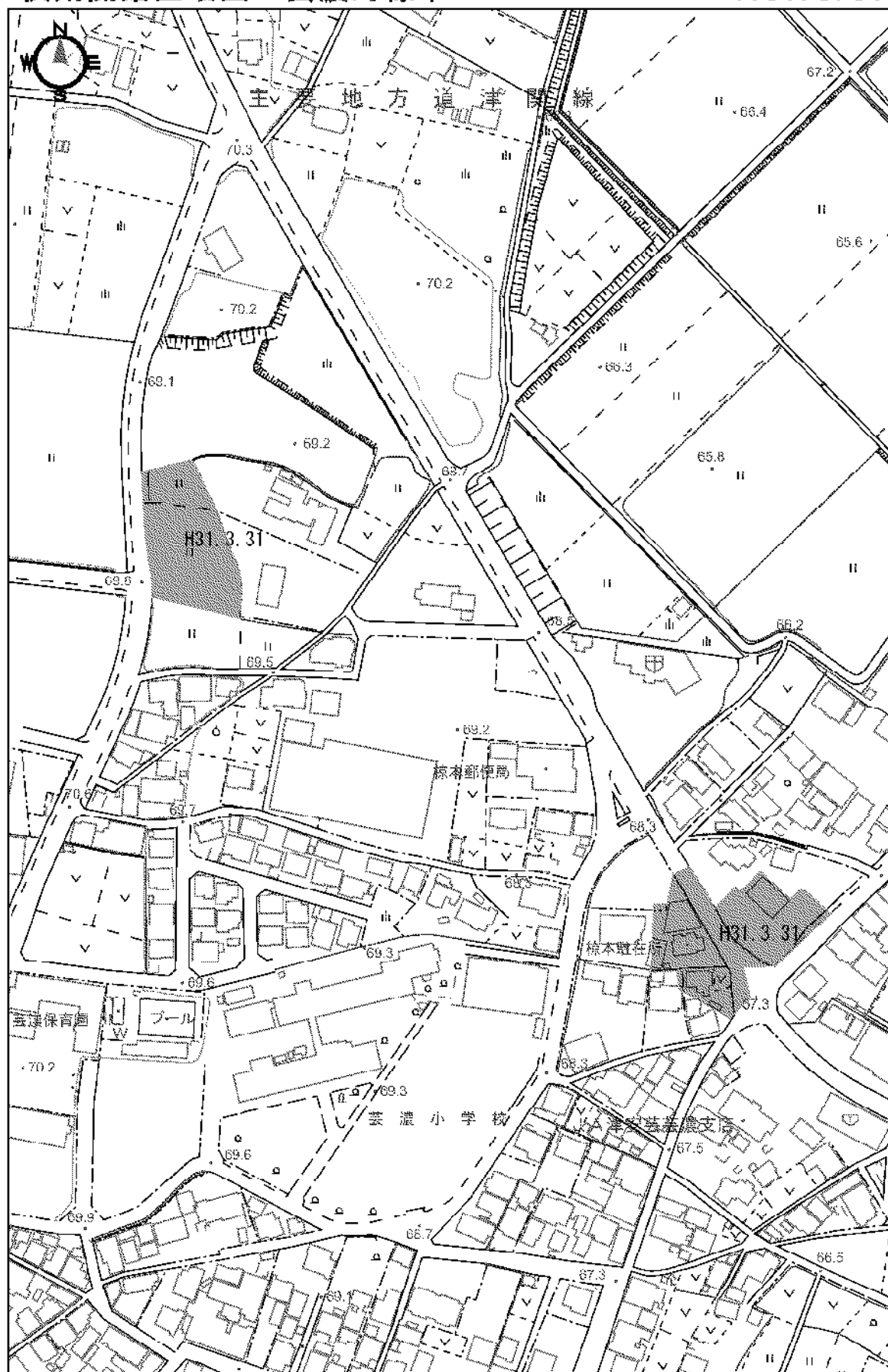


0 100m  
1:2,500

白山第5処理分区

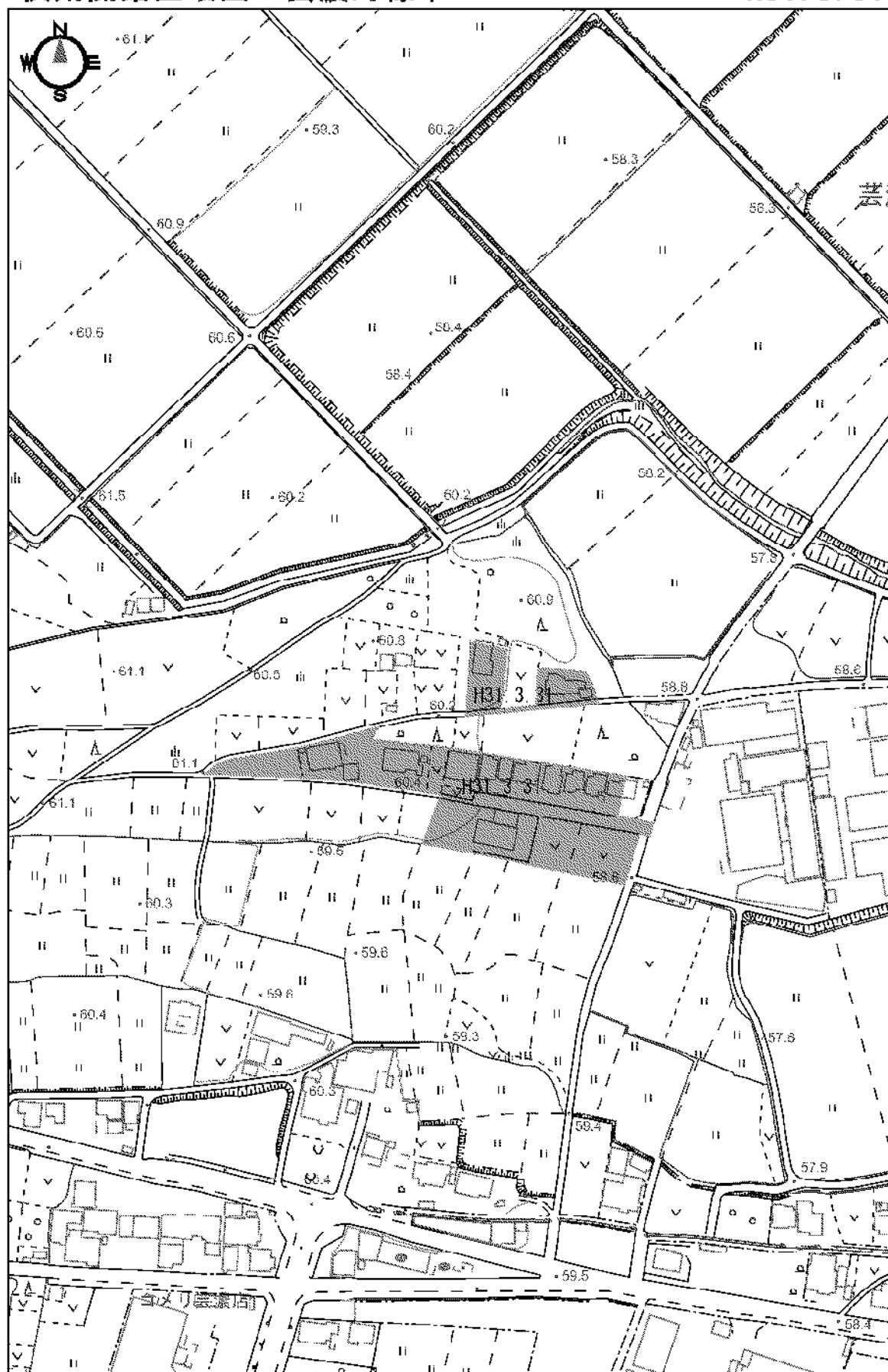
# 供用開始区域図 芸濃町棕本

H31.3.31



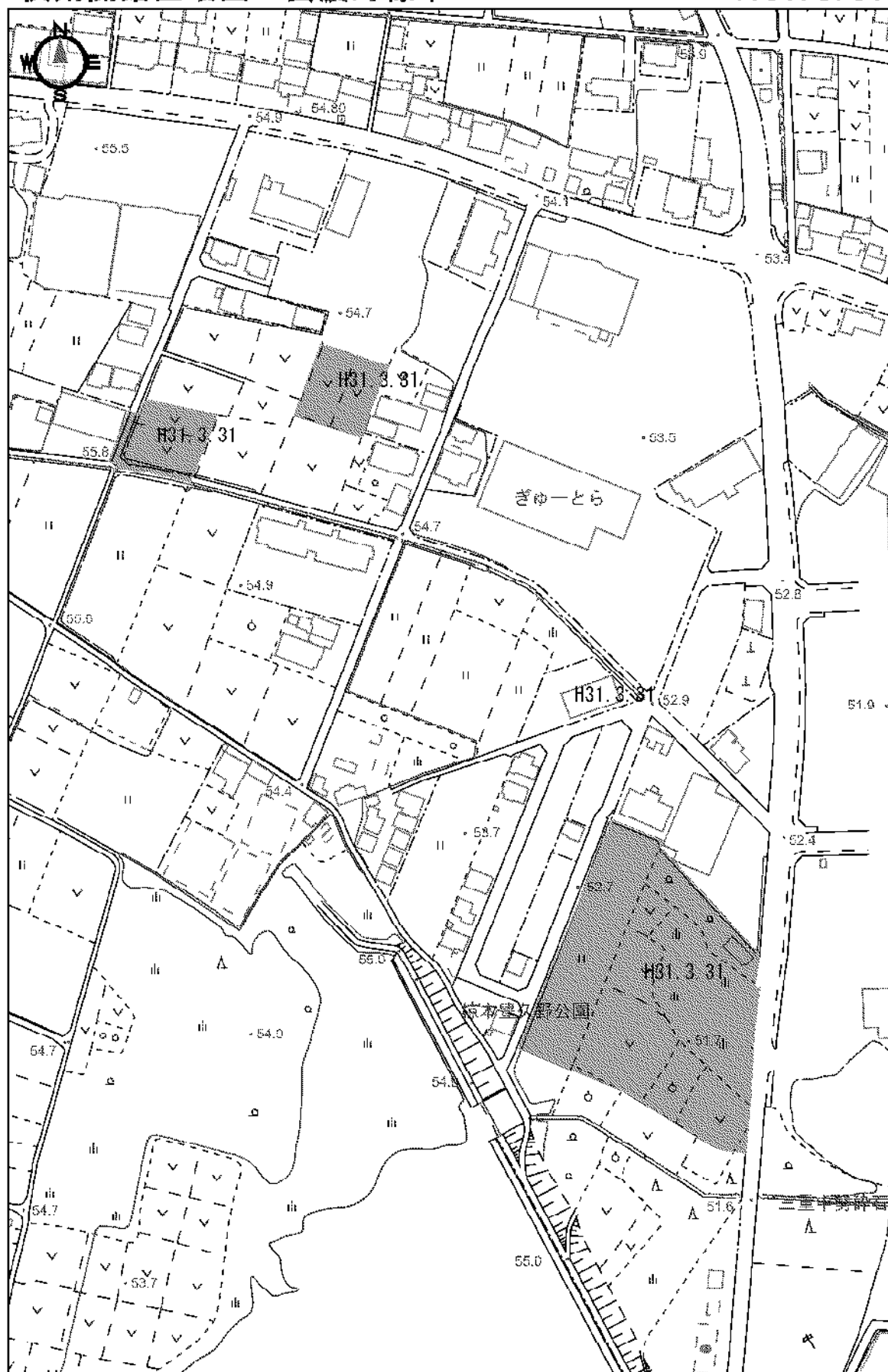
0 100m  
1:2,500

棕本処理区



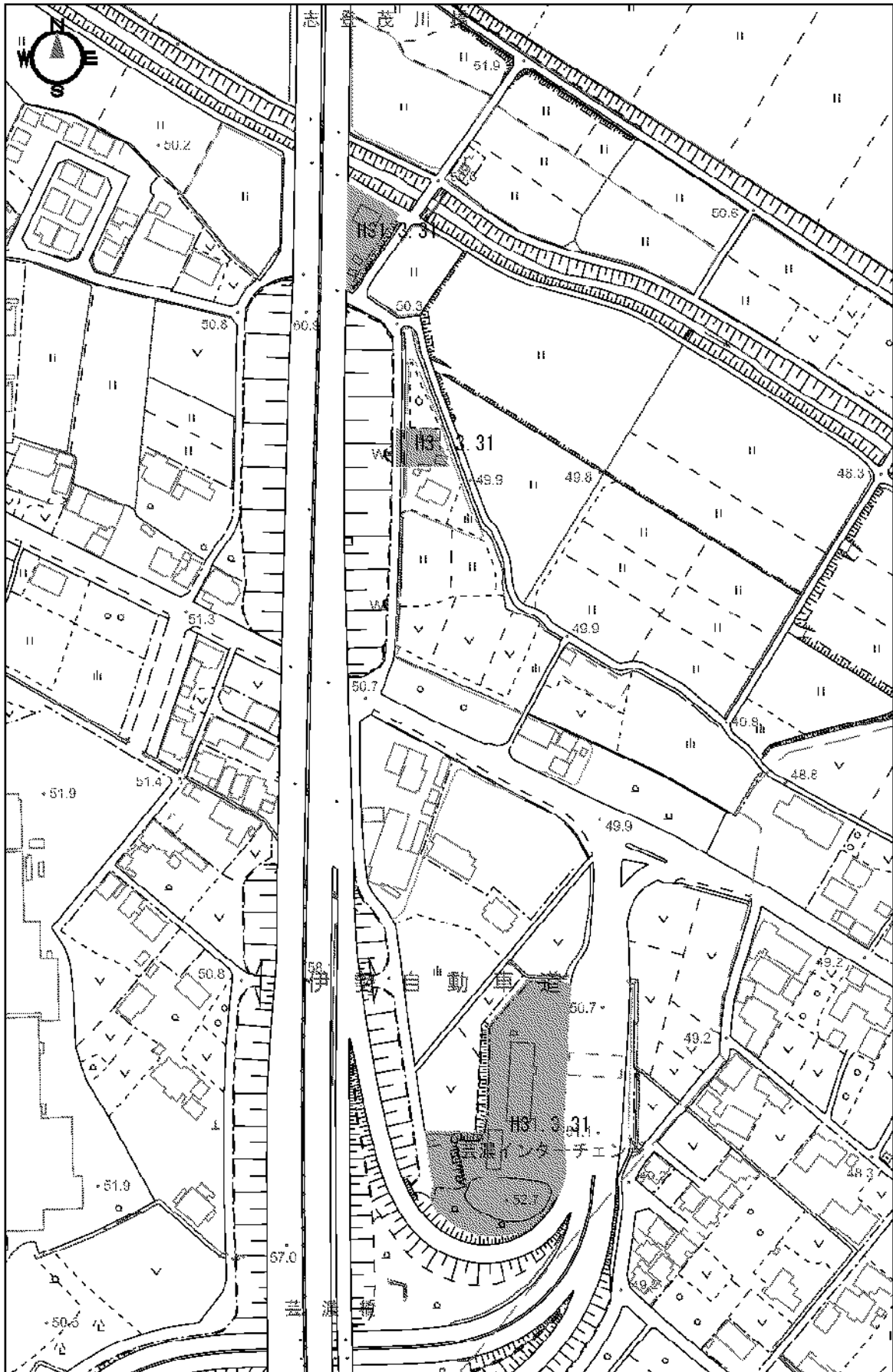
0 100m  
1:2,500

棕本処理区



0 100m  
1:2,500

棕本処理区



0 100m  
1:2,500

棕本処理区

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成 31 年 3 月 15 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

津市教育委員会規則第 1 号

津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則  
(津市教育委員会公印規則の一部改正)

第 1 条 津市教育委員会公印規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 8 号）の  
一部を次のように改正する。

別表幼稚園印の項及び幼稚園長印の項中「31」を「28」に改める。

(津市立幼稚園則の一部改正)

第 2 条 津市立幼稚園則（平成 18 年津市教育委員会規則第 15 号）の一部を  
次のように改正する。

別表津市立北立誠幼稚園の項、津市立雲出幼稚園の項及び津市立高岡幼稚園  
の項を削る。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会告示第 4 号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成 31 年 3 月 15 日

津市教育委員会教育長 倉 田 幸 則

1 招集の日時

平成 31 年 3 月 20 日（水） 午後 4 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部を改正する規則について
- (2) 津市特定教育・保育施設等の利用に係る利用者負担額等に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 就学等に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 津市学校運営協議会規則の全部の改正について
- (5) 平成 30 年度津市一般会計補正予算（第 10 号）＜教委所管分＞について
- (6) 津市いじめ対策会議委員の一部委嘱替えについて
- (7) 平成 30 年度津市一般会計補正予算（第 11 号）＜教委所管分＞について

津市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成30年津市選挙管理委員会告示第44号は廃止する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

- |   |         |          |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 4, 599人  |
| 2 | 6分の1の数  | 38, 322人 |
| 3 | 3分の1の数  | 76, 644人 |

津市選挙管理委員会告示第16号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定めたので告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

| 交付場所               | 交付を行う期間              | 交付できる選挙人が登録されている選挙人名簿の投票区 |
|--------------------|----------------------|---------------------------|
| 津市本庁舎8階大会議室B       | 平成31年3月22日から同年4月5日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市河芸庁舎1階防災研修室      | 平成31年3月22日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市芸濃庁舎2階防災会議室      | 平成31年3月22日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市美里庁舎1階会議室        | 平成31年3月22日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市安濃庁舎2階会議室1・2     | 平成31年3月22日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市久居庁舎1階1A会議室      | 平成31年3月22日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市香良洲公民館1階大会議室     | 平成31年3月22日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市一志庁舎1階住民活動室      | 平成31年3月22日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市白山庁舎2階203会議室     | 平成31年3月22日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市美杉総合文化センター1階会議室1 | 平成31年3月22日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| イオンモール津南3階イオンホール   | 平成31年4月4日から同月6日まで    | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市本庁舎1階ロビー         | 平成31年4月6日            | 第1投票区～第120投票区             |

津市選挙管理委員会告示第17号

平成31年4月7日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定めたので告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

| 交付場所               | 交付を行う期間              | 交付できる選挙人が登録されている選挙人名簿の投票区 |
|--------------------|----------------------|---------------------------|
| 津市本庁舎8階大会議室B       | 平成31年3月30日から同年4月5日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市河芸庁舎1階防災研修室      | 平成31年3月30日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市芸濃庁舎2階防災会議室      | 平成31年3月30日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市美里庁舎1階会議室        | 平成31年3月30日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市安濃庁舎2階会議室1・2     | 平成31年3月30日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市久居庁舎1階1A会議室      | 平成31年3月30日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市香良洲公民館1階大会議室     | 平成31年3月30日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市一志庁舎1階住民活動室      | 平成31年3月30日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市白山庁舎2階203会議室     | 平成31年3月30日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市美杉総合文化センター1階会議室1 | 平成31年3月30日から同年4月6日まで | 第1投票区～第120投票区             |
| イオンモール津南3階イオンホール   | 平成31年4月4日から同月6日まで    | 第1投票区～第120投票区             |
| 津市本庁舎1階ロビー         | 平成31年4月6日            | 第1投票区～第120投票区             |

津市選挙管理委員会告示第18号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における不在者投票の時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89条）第142条の3の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

- 1 不在者投票の時間  
午前10時から午後8時まで
- 2 不在者投票の投票用紙等の交付場所  
イオンモール津南3階イオンホール

津市選挙管理委員会告示第19号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

- 1 くじを行う日時 平成31年3月21日 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 津市本庁舎8階大会議室A

津市選挙管理委員会告示第20号

平成31年4月7日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項及び第5項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

- |   |         |              |         |
|---|---------|--------------|---------|
| 1 | くじを行う日時 | 平成31年3月29日   | 午後5時30分 |
| 2 | くじを行う場所 | 津市本庁舎8階大会議室A |         |

津市選挙管理委員会告示第21号

平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

- |   |           |      |
|---|-----------|------|
| 1 | 投票所を開く時間  | 午前7時 |
| 2 | 投票所を閉じる時間 | 午後7時 |

津市選挙管理委員会告示第 22 号

平成 31 年 3 月 20 日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙における候補者届等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定めたので告示する。

平成 31 年 3 月 1 日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

提出すべき場所 津市榊原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第23号

平成31年3月20日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

交付場所 津市榊原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第24号

平成31年3月20日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示における掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

- |   |         |              |         |
|---|---------|--------------|---------|
| 1 | くじを行う日時 | 平成31年3月15日   | 午後5時30分 |
| 2 | くじを行う場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |         |

津市選挙管理委員会告示第25号

平成31年3月20日執行予定の津市榊原財産区議会議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に関して、次のとおり定めたので、公職選挙施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成31年3月1日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成31年3月14日（年齢については、平成31年3月20日とする。）
- 2 登録を行う日  
平成31年3月14日

津市選挙管理委員会告示第26号

平成31年3月5日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成31年3月6日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

記

別紙のとおり

| 当選者氏名  | 住所                  |
|--------|---------------------|
| 野崎 隆一  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 村木 春樹  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 飯田 敏美  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 吉田 敏昭  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 大井 一司  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 山出 晃   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 山野 誠一  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 田中 昇   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 信藤 栄二  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 松下 司   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 鈴木 祐一  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 眞弓 正郎  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 青木 紀一  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 鵜飼 薫   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 河野 勝弘  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 片岡 長作  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 真田 貴之  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 伊藤 裕計  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 木村 眞人  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 倉田 文生  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 倉田 武久  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 森 正司   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 波多野 政則 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 波多野 智嗣 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 田口 慶則  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 川口 市郎  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 別所 憲一  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 鈴木 正直  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 福田 学   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 北村 尚敏  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 勝谷 光久  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 川口 忠則  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 和田 守郎  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 太田 清司  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 伊豆川 恭英 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 稲田 清和  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 黒宮 健次  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 濱村 光輝  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 太田 祥嗣  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 小川 拡   | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 三永川 邦栄 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 奥山 朗   | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 世古 集   | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 奥山 吉孝  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 藤田 幸則  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 鈴木 浩紀  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 小堀 一成  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 市川 静男  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 乙部 實   | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 奥山 晃秀  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |

津市選挙管理委員会告示第 27 号

平成 31 年 3 月 5 日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙において次の者に  
当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第  
22 条第 2 項の規定により告示する。

平成 31 年 3 月 6 日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

記

別紙のとおり

| 当選者氏名  | 住所                  |
|--------|---------------------|
| 野崎 隆一  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    |
| 村木 春樹  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    |
| 飯田 敏美  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    |
| 吉田 敏昭  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 大井 一司  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    |
| 山出 晃   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 山野 誠一  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 田中 昇   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 信藤 栄二  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 松下 司   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 鈴木 祐一  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    |
| 眞弓 正郎  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    |
| 青木 紀一  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇    |
| 鵜飼 薫   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 河野 勝弘  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 片岡 長作  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 真田 貴之  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 伊藤 裕計  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 木村 眞人  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 倉田 文生  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 倉田 武久  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 森 正司   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 波多野 政則 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 波多野 智嗣 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 田口 慶則  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇   |
| 川口 市郎  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 別所 憲一  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 鈴木 正直  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 福田 学   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  |
| 北村 尚敏  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 勝谷 光久  | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 川口 忠則  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 和田 守郎  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 太田 清司  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 伊豆川 恭英 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 稲田 清和  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 黒宮 健次  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 濱村 光輝  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 太田 祥嗣  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 小川 拡   | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 三永川 邦栄 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 奥山 朗   | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 世古 集   | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 奥山 吉孝  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 藤田 幸則  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 鈴木 浩紀  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 小堀 一成  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 市川 静男  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 乙部 實   | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 奥山 晃秀  | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |

津市選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、津市榊原財産区議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

選挙期日 平成31年3月20日

津市選挙管理委員会告示第 29 号

平成 31 年 3 月 20 日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 41 条第 1 項の規定により告示する。

平成 31 年 3 月 15 日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

| 投票区名    | 投票所名       | 所在地                  |
|---------|------------|----------------------|
| 第 1 投票区 | 津市榊原農民研修所  | 津市榊原町 5 1 0 4 番地     |
| 第 2 投票区 | 津市下村教育集会所  | 津市榊原町 8 1 6 1 番地 2   |
| 第 3 投票区 | 寺野垣内集会所    | 津市榊原町 4 6 9 6 番地 1   |
| 第 4 投票区 | 津市榊原上教育集会所 | 津市榊原町 1 0 2 9 5 番地 1 |

津市選挙管理委員会告示第30号

平成31年3月20日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

- |   |           |      |
|---|-----------|------|
| 1 | 投票所を開く時間  | 午前7時 |
| 2 | 投票所を閉じる時間 | 午後7時 |

津市選挙管理委員会告示第31号

平成31年3月20日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

津市選挙管理委員会告示第32号

平成31年3月20日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

1 場 所

津市榊原農民研修所

2 日 時

平成31年3月20日 午後8時30分から

ただし、無投票の場合の選挙会は、平成31年3月20日午前9時より定められた場所で行う。

津市選挙管理委員会告示第33号

平成31年3月20日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

1 選挙長

住 所 ○○○○○○○○○○○○

氏 名 奥山 知喜

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 ○○○○○○○○○○○○

氏 名 坂口 敏和

津市選挙管理委員会告示第34号

平成31年3月20日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

1 投票管理者

| 投票区   | 住 所          | 氏 名   |
|-------|--------------|-------|
| 第1投票区 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 坂口 敏和 |
| 第2投票区 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 奥山 龍也 |
| 第3投票区 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 前川 正和 |
| 第4投票区 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 伊藤 靖  |

2 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

| 投票区   | 住 所          | 氏 名   |
|-------|--------------|-------|
| 第1投票区 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 伊藤 博和 |
| 第2投票区 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 並木 武生 |
| 第3投票区 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 小瀬古光司 |
| 第4投票区 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 田中 利美 |

津市選挙管理委員会告示第35号

平成31年3月20日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

期日前投票所の場所      津市榊原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第36号

平成31年3月20日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

平成31年3月15日

津市選挙管理委員会

委員長 後 藤 久

1 期日前投票管理者

| 職務を行うべき日 | 住 所          | 氏 名   |
|----------|--------------|-------|
| 3月16日    | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 奥山 知喜 |
| 3月17日    | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 伊藤 博和 |
| 3月18日    | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 前川 正和 |
| 3月19日    | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 伊藤 靖  |

2 期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

| 職務を行うべき日 | 住 所          | 氏 名   |
|----------|--------------|-------|
| 3月16日    | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 伊藤 博和 |
| 3月17日    | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 坂口 敏和 |
| 3月18日    | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 西尾 明  |
| 3月19日    | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 西尾 明  |

津市選挙管理委員会告示第 37 号

平成 31 年 3 月 20 日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における候補者 1 人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項第 3 号及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令 89 号）第 127 条第 1 項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法第 196 条の規定により告示する。

平成 31 年 3 月 15 日

津市選挙管理委員会  
委員長 後 藤 久

支出金額の制限額      1, 035, 400 円